生物多様性地域戦略策定の手引き

平成 21 年 9 月

環境省

目 次

は	t じめに	1
第	31部:生物多様性地域戦略の必要性	2
	1.1 なぜ、生物多様性の保全・持続可能な利用が重要なのか?	2
	1.2 "生物多様性"とは?	6
	1.3 国内外の動向	11
第	32部:生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像	13
	2.1 生物多様性地域戦略の要件等	13
	2.2 生物多様性地域戦略の構成	23
	2.3 生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の概要	26
第	3部:生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法	27
	3.1 参加・連携等に関する考え方	27
	3.2 策定過程における参加・連携等の手法	28
	3.3 推進・進行管理における参加・連携等のあり方	31
第	34 部:生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法	32
	4.1 現状と課題の整理	32
	4.2 生物多様性地域戦略の対象区域、目標等の設定	36
	4.3 施策の立案・体系化	38
	4.4 推進体制の検討	39
	4.5 進行管理の仕組みの検討	41
参	>考資料	44
	1. 生物多様性基本法	45
	2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ	53
	3. 第三次生物多様性国家戦略の施策の体系	55
	4. 生物多様性に関する法律の概要	59
	5. 生物多様性地域戦略等の事例	64
	6. 生物多様性評価の事例:環境省 生物多様性総合評価の概要	72

はじめに

〇手引き策定の背景

地球の悠久の歴史の中で育まれてきた多種多様な生物は、それぞれが個性を持つと同時に様々な関係でつながっており、そのような生物多様性から生まれる恵みは、過去の世代から現在の世代に引き継がれてきたように、将来の世代に継承されるべきものです。

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)では、地方公共団体の参画の重要性が基本戦略の中でも明記され、生物多様性基本法(平成20年6月施行)では、地方公共団体の責務や生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定されました。

また、国際的にも、生物の多様性に関する条約^{※1} 第 9 回締約国会議^{※2} (平成 20 年 5 月開催)で「都市・地方政府の参加促進決議」が採択されています。

このような動きを踏まえて、環境省では、国民の生物多様性に対する理解を深め、「自然 共生社会」を構築するために、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多 様な主体が参画・連携し、生物多様性に関する取組を推進するための施策を展開しており、 本手引きは、その一環となるものです。その他の施策としては、例えば、事業者向けには「生 物多様性民間参画ガイドライン(平成 21 年 8 月 環境省)」、国民向けには「国民の行動リス ト(平成 21 年 3 月 環境省)」を策定・公表しています。

> ※1 生物の多様性に関する条約:以下、「生物多様性条約」という ※2 締約国会議:以下、「COP」という

〇手引きの目的

本手引きは、生物多様性基本法第 13 条に基づいて、都道府県、市町村が生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を策定する際に参考となるような基本的な情報を示すことを通じて、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することを目的としています。

〇手引きの内容・性格

本手引きは、生物多様性地域戦略の必要性、策定・推進・進行管理の手法等について参考 となるような基礎的な情報の提供を行うものです。

生物多様性地域戦略を策定する際に、その地域の実情に応じて、地方公共団体が合理的と 判断される範囲でご活用ください。

また、この手引きは、現段階での知見等をもとにまとめたものであり、今後、生物多様性の状況や、国際的な取組の進展、社会的な理解や知見の集積、地方公共団体の取組の状況等に応じて、段階的・発展的に改訂していく予定です。

〇手引きの対象

本手引きは、主に、都道府県・市町村の実務担当者を対象としています。また、地域の幅 広い関係者にとっても地域の生物多様性を考えるための参考となる情報が含まれています。

第1部:生物多様性地域戦略の必要性

1.1 なぜ、生物多様性の保全・持続可能な利用が重要なのか?

(1) 生物多様性の保全・持続可能な利用の意義

生物多様性とは、簡単にいえば、人間も含め、同じ種類の生き物の中にもそれぞれの個性があったり、地域に特有の様々な種類の生き物がいたり、さらに、森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があることをいいます。この生物の"多様さ"は、人類の生存や存続の基盤となり、また、地域固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えています(参考資料1生物多様性基本法(前文) 参照)。生物多様性の保全・持続可能な利用の重要性を示す理念として、第三次生物多様性国家戦略では以下の4つが挙げられています。

すべての生命が存立する基盤を整える

地球上の生物は、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。動物や植物の呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成により生みだされてきたものです。雲の生成や雨を通じた水の循環、それに伴う気温・湿度の調節も、植物の葉からの蒸発散や、森林や湿原などが水を蓄える働きが関係しています。豊かな土壌は、生物の死骸や植物が分解されることにより形成され、森から窒素・リン等の栄養分が河川を通じて海までつながり、豊かな生態系を育んでいます。このように、生物多様性は現在及び将来の「すべての生命が存立する基盤」を整えています。

人間にとって有用な価値をもつ

私たちの生活は、食べもの、木材、医薬品など多様な生物を利用することによって成り立っています。

農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などの様々なつながりの中で育ちます。また、海の幸である水産物も、プランクトンや海藻、貝、魚などのつながりがもたらしてくれます。

生き物の遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中でなくてはならないものとして利用されています。鎮痛・解熱剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分として発見され、現在はこれを手本に合成されています。農作物の品種改良は、野生の種がもつ豊かな遺伝情報の中から、味が良い、病気に強いといった優れた性質を選び出すことよって行われてきました。工業分野でも、雨水をはじくハスの葉の表面構造をまねて汚れの付きにくい塗料が開発されるなど、生き物がもつ素晴らしい機能は、将来の技術開発の可能性を秘めた宝の山といえます。生物多様性は私たちの暮らしを支える「有用な価値」をもっています。

豊かな文化の根源となる

私たち日本人は、四季の移ろいとともに変化する風景、鳥や虫の声、山や海の幸をもたらす豊かさと、災害をもたらす荒々しさを持ち合わせた自然を前に、独特の自然観を育み、様々な知識、技術、豊かな感性を培ってきました。生物多様性は、こうした精神の基盤を形成するとともに、食文化、工芸、祭りなど地域固有の財産ともいうべき文化の根源にもなっています。例えば、それぞれの地域の微生物と食材などは、漬物、味噌、しょうゆ、日本酒などの地域固有の食文化と関係しています。

また、豊かな自然に接し、学ぶ機会を子どもたちに提供することが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要とされています。生物多様性は、「豊かな文化の根源」となっています。

将来にわたる暮らしの安全性を保証する

私たちの暮らしは、健全な生態系に守られています。

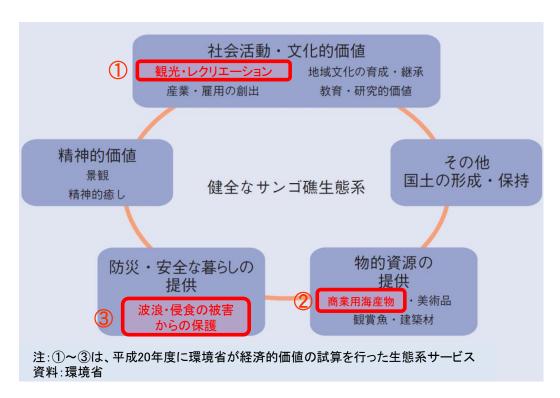
例えば、スマトラ沖地震による大津波が発生した際、サンゴ礁やマングローブなど自然 の海岸線が残されていた地域では、津波の被害をより小さくすることができたという報告 があります。

森林を適切に保全し、多様で健全な森林づくりを進めることや地形の不適切な改変を避けることなどは、土砂の流出・崩壊防止、安全な飲み水の確保に寄与すると言えます。

生物多様性を尊重して暮らしの安全性を考えることは、特に世代を超えた長期のスケールで見た場合、「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」ことにつながります。

このように生物多様性は私たちのいのちと暮らしを支え、様々な恵みをもたらしてくれる、私たちにとって非常に重要で意義深いものですが、1.2 の「(2) 日本における生物多様性の危機」及び「(3) 世界の生物多様性の状況」で後述しているように、様々な危機に瀕している状況です。

参考「第三次生物多様性国家戦略 第1部第1章第2節、第3節」



サンゴ礁の生態系サービス

日本のサンゴ礁の生態系サービスの経済的評価の試算結果

サンゴ礁の生態系サービス	経済的価値(億円/年)
①観光・レクリエーションの提供	2,399
②商業用海産物の提供	107
③波浪・浸食の被害からの保護	75~839

出典:「平成20年度第2回サンゴ礁保全行動計画策定会議資料」(環境省)

(2) 生物多様性地域戦略を策定する意義

なぜ生物多様性地域戦略が必要なのか

生物多様性のあり様や課題は地域ごとに異なっています。

自然環境は、地史、気候、植生、動植物相などの様々な側面において地域ごとに異なっています。相対的に自然性の高い地域もあれば、人間活動が優先する都市地域もありますし、自然の質や人為の干渉が中間的な里地里山・田園地域もあります。山岳地域もあれば、沿岸・海洋地域もあります。

課題についても地域ごとに様々です。

生物多様性に関する取組を進めるために事業者や住民等多様な主体とどのように連携し、協働を図るか、教育・学習・体験の推進をどう図るか、大量の自然資源を消費して成り立つ私たちのライフスタイルを生物多様性に配慮したものにどう転換していくかといったようなことを主な課題とする地域もあるでしょう。

人口の減少と高齢化が進む中で里地里山の維持管理をどのように行うか、農産物や植生などへの鳥獣被害をどのように防ぐか、さらに農林水産業の振興や森林の保全管理を通じた生物多様性の保全を課題とする地域もあるでしょう。

また外来種対策等による多様な野生生物をはぐくむ空間づくり、都市における緑地の保全も含めて、生態系ネットワークの形成や自然再生を課題とする地域もあるでしょうし、地球温暖化の緩和と影響への適応が課題として認識されている地域もあるでしょう。

生物多様性のあり様や課題等の地域の固有性を踏まえて、人間の社会経済活動と自然が調和する地域づくりを進めていくことが大切です。

各地方公共団体は生物多様性地域戦略において、そのための方向性、各主体の担う役割、 施策等を定めていくことが期待されています。また、地方公共団体が関連各分野の施策に積 極的に取り組むことによって、生物多様性保全やその持続可能な利用に大きな役割を果たす ことができます。

様々な分野が関係する

上記のことを踏まえると、そのような地域づくりには、環境部局、農林水産部局、社会資本整備部局、教育部局など様々な行政分野が関わってきます。また住民の暮らしのあり方や事業者のあり方とも関わってきます。

より良い地域社会の実現につながる

このような観点を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域レベルで確保していくことは、地域社会そのものを豊かで、持続的なものにしていくことに他なりません。地域における適切で継続的な営みによる生物多様性豊かな地域づくりが、地域の子どもから高齢者までの人のつながりにも結びつくかもしれません。また生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく豊かな文化が引き継がれることで地域への誇りや愛着の感情を引き起こし、人を引きつけ、地域の活力につながることも考えられます。

例えば、兵庫県豊岡市では、コウノトリの野生復帰への取組をきっかけに生物多様性保全

の取組が進み、それが地域の活性化などにもつながっています

詳細は、参考資料5(事例4)兵庫県豊岡市を参照

地域における様々な主体が関わり合って地域戦略をつくり、行動することが、社会経済活動と自然が調和した魅力あふれる地域づくりにつながります。

1.2 "生物多様性"とは?

(1) "生物多様性"とは?

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、 種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとして います。

生態系の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があることです。例えば、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、湿原、大小の河川などがそれぞれの地域の特徴をもって存在していることが挙げられます。

種の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の生物が生息・生育している状況のことです。 日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生物が生息・生育しています。

遺伝子の多様性

同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあることです。例えば、ゲンジボタルの発光周期が中部山岳地帯の西側と東側で異なる、アサリの貝殻の模様が千差万別である、などの例があります。

このような生物多様性をもっと分かりやすく伝えるには、「つながり」と「個性」という言葉で言い換えることもできます。「つながり」は、生物同士のつながりや世代を超えた生命のつながりです。また、日本と世界、地域と地域、水の循環などを通した大きなつながりもあります。「個性」は、同じ種であっても個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることでもあります。

「つながり」と「個性」は長い進化の歴史により創り上げられたものであり、こうした側面を持つ「生物多様性」が、様々な恵みをもたらしてくれます。

ここでいう「多様」であることは、単に生物の種数等が多ければ多いほど良いということではない点に注意が必要です。例えば、高山帯の生態系は生育・生息する生物の種数が多いわけではなくとも、それ自体が地域固有の生態系タイプとして重要な価値を持つものです。

参考「第三次生物多様性国家戦略 第1部第1章第1節」

(2) 日本における生物多様性の危機

第三次生物多様性国家戦略では、日本国内の生物多様性の危機の構造に関して、3 つの危機、及びこれに加えて地球温暖化による危機について言及しています。

第一の危機

人間活動や開発等、人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響のこと。例えば、めずらしい生きものの乱獲や盗掘などの人間活動や開発が直接的にもたらす種の減少や 絶滅、生態系の破壊、分断、劣化を通じた生物の生息・生育空間の縮小、消失。

第二の危機

自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響のこと。

生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが弱まることによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化が起きています。例えば、かつては、薪や炭、屋根葺きの材料などを得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、その環境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。一方、シカ、イノシシ等が分布を拡大して農林業被害や生態系への影響が発生するなど様々な問題を引き起こしています。

第三の危機

外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系の撹乱。

国内の他の地域から持ち込まれたものも含め、ブラックバスやマングースなどの外来種は、 在来の生物を捕食する、生息・生育場所やエサをめぐって在来の生物と競合する、近縁種と 交雑し遺伝的な攪乱をもたらすなどにより、地域固有の生態系を脅かしています。また、化 学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、生態系に影響を与えるおそれがあります。

地球温暖化による危機

地球温暖化の進行による地球上の生物多様性に対する影響のこと。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、第 4 次評価報告書 (2007) において、気候システムに温暖化が起こっていると断定し、現在生じている影響、将来生じると予測される影響等について最新の知見を明らかにしました。生物多様性は、急激な気候変動に対して特に脆弱で、同報告書によれば、全球平均気温の上昇が 1.5~2.5℃を超えた場合、これまで評価対象となった動植物種の約 20~30%は絶滅リスクが高まる可能性が高いと予測されています。

現在も、既に温暖化の影響とみられる事例が報告されています(例:海氷の融解の早まりによるホッキョクグマへの影響、日本におけるソメイヨシノの開花の早まりなど)。

参考「第三次生物多様性国家戦略 第1部第2章第1節~第3節」

(3) 世界の生物多様性の状況

国際的な視点で見ても、生物多様性は大きく損なわれつつあります。世界の生物多様性の 状況については、ミレニアム生態系評価、地球規模生物多様性概況 2、生態系と生物多様性 の経済学などで示されています。

ミレニアム生態系評価 (MA)

ミレニアム生態系評価は、2001年から2005年にかけて、95カ国から1,360人の専門家が参加して地球規模の生物多様性や生態系に関する評価を行ったものです。この評価は、生態系サービス(人々が生態系から得ることのできる、食料、水、気候の安定などの便益)に着目し、生物多様性と人間生活との関係をわかりやすく示しています。

- ●代表的な24の生態系サービスについて、地球規模での状態や変化の傾向を評価した結果、向上しているものはわずか4項目(穀物、家畜、水産養殖、気候調節)で、15項目(漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、災害制御など)では悪化しているか、持続できない形で利用されていることがわかりました。
- ●温帯草原の3分の2以上の面積、熱帯乾性広葉樹林や温帯広葉樹林の2分の1以上の面積が1990年までに改変されているなど、世界の生態系が人為によって改変された量を陸上の生態系タイプごとに示し、世界の生態系が20世紀後半に人類の歴史上かつてない速さで変化したことが指摘されました。
- ●人間は種の絶滅速度をここ数百年でおよそ 1,000 倍に加速させており、人間が根本的に地球上の生物多様性を変えつつあることが示されました。

ミレニアム生態系評価は、このような評価を通じて、現在の人間活動や社会システムのあり方に警鐘を鳴らし、順応的な生態系管理の重要性を説いています。

参考「第三次生物多様性国家戦略 第1部第2章第4節」

地球全体の生態系サービスの状態

機能	区分	状況	注
供給サービス		•	
	穀物	A	生産量が大幅に増加
	家畜	A	生産量が大幅に増加
食料	漁獲	•	漁獲過剰により生産量が減少
	水産養殖	A	生産量が大幅に増加
	野生下の食物	•	生産量が減少
	木材	+/-	ある地域では森林が減少、他の地域では増加
繊維	綿、麻、絹	+/-	ある繊維では生産量が減少、その他では増加
	木質燃料	▼	生産量が減少
遺伝子資源		▼	絶滅や作物の遺伝子資源の損失による減少
生化学物質、自然薬品、医薬品		▼	絶滅や過度採取による消失
水	淡水	▼	飲用、工業用、灌漑用の非持続的な使用:水力エネルギーの 量は変わらないが、それを使用するダムの能力は向上
調整サービス			
大気質の調節		▼	大気の自浄能力は低下
気候の調節	地球全体	A	20世紀の半ば以降は正味の炭素固定源となる
文(大の前別)	地域及び地方	▼	負の影響の方がまさる
水の制御		+/-	生態系の変化と場所によって異なる
土壌侵食の抑制		•	土壌劣化が進む
水の浄化と廃棄物の処理		▼	水質が低下
疾病の予防		+/-	生態系の変化によって異なる
病虫害の抑制		•	殺虫剤の使用により自然による抑制能力が低下
花粉媒介		•	花粉媒介者の数が世界的に明らかに減少
自然災害の防護		•	自然緩衝地帯(湿地、マングローブ)が消失
文化的サービス			
精神的及び宗教的価値		•	神聖な林地と生物種が急激に減少
審美的価値		•	自然の土地が質的・量的に減少
レクリエーション及びエコツーリス゛ム		+/-	利用可能な地域が多くなるが、多くのところで質が低下

凡例:

▲=向上

▼=劣化

+/-=混合 (傾向は、過去 50 年にわたって増加及び減少している。あるいは、いくつかの項目/地域では増加していて、他では減少している。)

出典:平成19年版「環境/循環型社会白書」第2章第2節

地球規模生物多様性概況 2 (GBO2)

地球規模生物多様性概況 2(略称 GBO2)は、生物多様性条約事務局が条約の実施状況を 把握するために作成・公表したものです。生物多様性条約では、2002 年 4 月の生物多様性 条 COP6 で「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という 2010 年目標 を採択しており、この 2010 年目標の進捗状況を 15 の指標により評価しています。その結果、 12 の指標で悪化傾向であるなど生物多様性の損失が進行していることなどが明らかになっています。

参考「第三次生物多様性国家戦略 第1部第3章第1節」

生態系と生物多様性の経済学(TEEB)

2007 年 3 月、ポツダム (ドイツ) で行われた G8+5 カ国の環境大臣会合において、生態系や生物多様性がもたらす便益や損失を経済的な価値として指標化し、それを将来の政策や市場取引に反映させることが重要であるという認識のもと、「生態系と生物多様性の経済学 (The Economics of Ecosystems & Biodiversity)」(略称 TEEB) の研究プロジェクトが開始されました。TEEB は、2006 年に発表され、世界的な注目を集めた「気候変動の経済学(通称スターン・レビュー)」にちなんで、生物多様性版スターン・レビューとも呼ばれています。研究チームは 2009 年 8 月、生物多様性条約 COP9 において中間報告を公表し、「何も対策しない」シナリオでの 2050 年の状況を以下のように予測しています。

- ●農地転換、社会基盤の拡大、気候変動などにより、2000 年に存在していた自然地域のうち 11% が失われる。
- ●負荷の少ない形態の農業に使われている土地のおよそ 40%が集約型農業に使われ、更なる生物多様性の損失をもたらす。
- ●サンゴ礁の 60%が、2030 年までに、漁業、海洋汚染、病気、侵略的外来種、白化などにより消滅する。

また、生物多様性の重要性を考慮した政策決定を促すために、生態系サービスと生物多様性の損失によるコストを正当に評価し、貧困層や将来世代に配慮することが重要であると指摘しています。

今後、特定の生態系について経済評価を実施すると共に、政策決定者や行政官向けの「政策ツール」を検討し、最終報告書を2010年のCOP10において公表する予定となっています。

出典:「生態系と生物多様性の経済学 中間報告」(European Communities 2008 "The Economics of Ecosystem and Biodiversity: an interim report")

1.3 国内外の動向

(1) 国際的な動向

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992 年、ブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)に合わせ、生物多様性条約が採択されました。条約は、その後 1993 年に発効し、2009 年 9 月現在の締約国数は 191 ヶ国となっています(日本は、1993 年に締約国として本条約を締結)。

条約では、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」を目的として掲げており、本条約の下で様々な取組が進められています。

2008 年 5 月に開催された生物多様性条約 COP9 における都市・地方政府の参加促進決議では、「都市・地方政府が、都市の開発計画や土地利用、消費者への啓発等の活動において大きな役割を果たし、国家や条約の生物多様性の目的達成に貢献する」ことが認識されるなど、国際的にも、地域レベルでの生物多様性に係る取組が重視されつつあります。

また、COP9 の中で 2010 年 10 月の COP10 が愛知県名古屋市で開催されることが決定しました。2010 年は 2010 年目標(1.2(3)GBO2 の項参照)の達成状況の評価を行う年であることから、その検証やポスト 2010 年目標等についても議論される節目の会議となります。開催国・議長国である日本は国際的なイニシアティブを発揮することが求められており、議長国としての責務は次の締約国会議、COP11(2012 年)まで続くこととなります。

(2) 国内の動向

生物多様性条約では、第6条において、各国政府が生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することを求めています。これを受けて、日本においても 1995年 10 月に最初の生物多様性国家戦略を策定し、その後、2002年 3 月に国家戦略を大きく見直した新・生物多様性国家戦略を策定、さらに、国内外の状況変化に対応し、2007年 11 月に第三次生物多様性国家戦略を策定しました。

また、2008 年 6 月には生物多様性基本法が制定されました。法律では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則、各主体の責務、国の基本的施策等について定めています。生物多様性基本法では、地方公共団体の責務や、地域レベルでの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画(以下、「生物多様性地域戦略」)の策定の必要性も明示されました。

このような状況の中、平成 21 年 3 月末現在で既に千葉県、滋賀県、愛知県、埼玉県、長崎県、兵庫県等で策定されており、その他の地方公共団体においても策定が進められているところがあります。

(3) 求められる地域の対応

このような国内外の動向の下、地方公共団体においても、地域の自然的社会的特性をふまえた生物多様性地域戦略を策定し、関係する主体との協力の下でこれに基づく取組を推進していくことが求められています。

参考「第三次生物多様性国家戦略 前文」

第2部:生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像

2.1 生物多様性地域戦略の要件等

生物多様性基本法では、第3条で生物多様性の保全・持続可能な利用の「基本原則」について、第5条で「地方公共団体の責務」について、第13条で「生物多様性地域戦略の策定等」について、第27条で「地方公共団体の施策」について定めています。

(1) 基本原則 (第3条)

- 1 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くこと のできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多 様な自然環境が地域の自然社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなけ ればならない。
- 2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと 及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを 踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源 を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。
- 3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行わなければならない。
- 4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多く の利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努 めることを旨として行われなければならない。
- 5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を 及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の 防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

参考:エコシステムアプローチの考え方

前ページの生物多様性基本法の第3条3項はエコシステムアプローチの考え方を背景としています。

また第三次生物多様性国家戦略(第1部の「第1節 基本的視点」の「1.科学的認識と予防的順応的態度」)でも、この考え方を踏まえた記述がされています。

エコシステムアプローチは、生物多様性条約COP5で合意された考え方で、以下の12の原則と5つの運用指針から成り立っています。

12の原則

- 1. 土地資源、水資源、生物資源の管理目的は、 社会的選択による
- 2. 管理は、最も下位の適切なレベルまで浸透されるべき
- 3. 生態系管理者は、彼らの行動による近隣及 び他の生態系に対する影響(実際又は可能 性)を考慮すべき
- 4. 管理により取得されうる物を認識しつつ、 常に経済的観点から生態系を理解し、管理 する必要がある。いずれの生態系管理プロ グラムも
 - (a) 生物多様性に悪影響を及ぼす市場のゆが みを軽減し、
 - (b) 生物多様性保全と持続可能な利用を促進する奨励措置を調整し、
 - (c) 可能な範囲で、生態系における損失と利益を内部化すべき
- 5. 生態系のサービスを維持するために、生態 系の構造と機能を保全することが、エコシ ステムアプローチの優先目標であるべき
- 6. 生態系はその機能の範囲内で管理されなければならない
- 7. エコシステムアプローチは、適切な空間 的・時間的広がりで実施されるべき
- 8. 生態系の作用を特徴づける時間的広がりの 多様さや遅延効果を認識しつつ、生態系管 理の目標は長期的に策定されるべき

- 9. 管理するにあたって、変化は避けられないことを認識すべき
- 10.エコシステムアプローチでは、生物多様性の保全と利用の適切なバランスと統合に努めるべき
- 11.エコシステムアプローチでは、科学的な知識、固有の地域の知識、革新的なものや慣習などあらゆる種類の関連情報を考慮すべき
- 12.エコシステムアプローチは、関連する社会のセクター、科学的分野のすべてを巻きこむべき

エコシステムアプローチの適用のための5 つの運用指針

- I. 生態系における機能的な関係と作用への 着目
- Ⅱ. 利益の衡平配分の推進
- Ⅲ. 順応的管理の実践の利用
- IV. 取り組む課題に適切な空間的広がりで、 また可能な限り最も下位のレベルへの 浸透による管理の実行
- V. セクター相互の共同を確保

(2) 地方公共団体の責務(第5条)

地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、 国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じ た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(3) 生物多様性地域戦略の策定等(第 13 条)

1 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該 都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関す る基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければな らない。

生物多様性地域戦略の策定は、我が国の生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進する上で、国が策定した生物多様性国家戦略に基づく全国的な視野に立った施策だけでなく、各地域の自然的社会的条件に応じた、よりきめ細かな取組が必要であることを踏まえたものです。

一般的に地方公共団体が策定する計画は、各都道府県や市町村を単位に策定されますが、 生物多様性に関する問題は河川の流域や山地などのように行政区域とは無関係な区域をま とまりとすることから、生物多様性基本法の第13条では、地方公共団体が「単独又は共同」 して「生物多様性地域戦略の対象とする区域」等を定めることができることとなっています。

例えば、河川の流域、島嶼群、半島、山地など、生物多様性の観点から一定のまとまりを有する地域について、隣接する地方公共団体が共同して戦略を策定することで、情報共有や合意形成が効率的に図られ、地域全体として統一的な方向で生物多様性に関する取組を進めやすくなるといった面も期待できます。

<生物多様性地域戦略の要件>

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に 構ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

生物多様性地域戦略で定めるべき事項は、上記第13条第2項の1~4号です。

したがって、生物多様性地域戦略は、最低限、「対象とする区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」を含むことが要件となります。なお、一般には、目標や施策の内容を検討するための前提として、その区域の生物多様性の現状と課題の整理が必要です。

また、第1部1.1で述べたように、地方公共団体の様々な行政分野の施策が、生物多様性に関する施策として整理されることが期待されます。

(この1~4号の各要件の中には、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針」を定めるような規定が入っていません。これは、生物多様性地域戦略が「生物多様性国家戦略を基本として(第13条第1項)」定められ、また、国家戦略に基本的な方針が定められる(生物多様性基本法11条第2項第1号)ことから、必須とまでは言えないためです。(「第三次生物多様性国家戦略」の概要については、2.1(5)参照))

- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

(4) 地方公共団体の施策 (第27条)

地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

上記の「前節に定める国の施策」については、第 14 条から第 26 条に述べられています。 下記にその概要を紹介します。

条文は、参考資料1生物多様性基本法を参照

(地域の生物の多様性の保全)

第14条

第1項

・保全するべき地域について国が保全、再生等の必要な施策を講ずる旨が記載されています。

第2項

・人の手が入った里地里山、田園地域等について国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

第3項

・保全すべき地域を核としてこれらを有機的につなぎ、生態系ネットワーク (エコロジカル・ネットワーク) の形成について国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第15条

第1項

・野生生物全般についてその生息等の状況の把握・評価及び個体の保護について、国が必要な措置を 講ずる旨が記載されています。

第2項

・特定の野生生物が生態系や人に対して被害を生じさせているような場合にあっては、生態系のバランスを保ち、人と野生生物との適切な関係を保つため、国が必要な措置を講ずべき旨が記載されています。

(外来生物等による被害の防止)

第16条

第1、2項

・生態系に大きな影響を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物及び特定の化学物質等について国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第17条

・前3条までは「保全」に関する基本的な施策ですが、本条から第19条までは「持続可能な利用」

に関する基本的施策が記載されています。

・生物多様性は、地形・地質、気候等の自然的基盤と人々の暮らしが関わり合って形作られてきたものであり、この生物多様性を保全、利用していくためには国土及び自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(生物資源の適正な利用の推進)

第 18 条

・医薬品や品種改良等に有用な生物資源の利用について、国が適正な利用を図り、有効活用のための 研究等の必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第19条

第1項

・事業活動における生物多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するため、国が必要な措置 を講ずる旨が記載されています。

第2項

・生物多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、国民に対し事業活動に係る生物多様性への配慮 に関する情報公開、生物多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進等について、国 が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第 20 条

・地球温暖化の防止等に資するよう、多くの炭素を固定している森林や湿原、草原等を保全し、里山 や二次草原の維持管理行為の結果発生する間伐材や草木等のバイオマスの利用の推進等について、 国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第21条

第1項

・生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の適正な策定及び実施に必要な、省庁間連携の 強化、多様な主体との連携・協働について国が努めるよう記載されています。

第2項

・政策立案段階において民意を積極的に反映し、政策立案過程の公平性・透明性を確保するため、多様な主体から意見を求め、その内容を適宜政策の立案、形成に反映するよう国に求めている旨が記載されています。

第3項

・生物多様性の保全上重要な土地の買い取り(ナショナル・トラスト運動等)等の活動を推進するため、税制優遇措置や関連制度の見直し等を講ずるよう記載されています。

(調査等の推進)

第22条

第1項

・生物多様性に関する施策を適切に実施するため、調査や資料収集、体制の整備、情報収集等を継続 して行うため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

第2項

・生物多様性の状況やこれから得られる恵沢(生態系サービス)を総合的かつ正確に評価するため適 切な指標を開発するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(科学技術の振興)

第 23 条

・生物多様性に関する施策を適切に実施するため、重要な役割を果たす科学技術の振興を図るよう、 国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(国民の理解の増進)

第24条

・経済活動や国民生活に起因する生物多様性に関する問題に対応するため、教育の推進、人材の育成、 広報活動の充実等により国民の生物多様性についての理解を深めるため、国が必要な措置を講ずる 旨が記載されています。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第 25 条

・生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について、計画立案の段階から事業実施までの段階に おいて環境影響評価を行い、その結果に基づいて、その事業における生物多様性の保全について適 正に配慮することを推進するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第26条

・我が国における生物多様性の保全等に関する施策の実施を通じて得られた成果や経験等を基に、国際貢献を推進するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(5) 第三次生物多様性国家戦略の概要について

第1部 戦略

第1章 生物多様性の重要性と理念

第2章 生物多様性の現状と課題

第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

■3 つの目標

- ①種・生態系の保全、絶滅の防止と回復
- ②持続可能な利用
- ③社会経済活動への組み込み

■2010 年目標と生物多様性総合評価

■グランドデザイン

基本的な姿勢

国土のグランドデザインの全体的な姿

地域ごとのイメージ(7区分ごとの望ましい地域のイメージ)

「自然共生社会」を 構築するための目 標。

生物多様性からみた 国土のグランドデザ イン。100 年後の望 ましいイメージ。

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

■基本的視点

- ①科学的認識 予防的順応的態度 ④社会経済的な仕組みの考慮
- ②地域重視と広域的な認識
- ⑤統合的な考え方と長期的な視点
- ③連携と協働

■4 つの基本戦略

- ①生物多様性を社会に浸透させる
- ②地域における人と自然の関係を再構築する
- ③森・里・川・海のつながりを確保する
- ④地球規模の視点を持って行動する

施策を展開する上で 不可欠な共通の基本 的視点。

100 年先を見通した 上で今後5年間程度 の間に取り組むべき 施策の方向性。

第2部 行動計画

第1章 国土空間的施策

■広域的施策

- ①生態系ネットワーク
- ②重要地域の保全
- ③自然再生
- ④農林水産業

■地域空間施策

- ①森林
- ②田園地域·里地里山
- ④河川・湿原など
- ⑤沿岸·海洋

第2章 横断的・基盤的施策

- ①野生生物の保護と管理
- ②遺伝資源などの持続可能な利用
- ③普及と実践
- 4国際的取組

- ③都市

⑤情報整備·技術開発

- ⑥地球温暖化に対する取組
- ⑦環境影響評価など

国家戦略の3つの目標、グランドデザイン

3つの目標

①種・生態系の保全、 絶滅の防止と回復

固有の生物や生態系を地域 の特性に応じて保全。生態 系ネットワークを形成す る。絶滅の危機に瀕した種 の個体数や生息・生育環境 の維持・回復を図る。

②持続可能な利用

生物多様性を減少させない 方法により、世代を超えて、 国土や自然資源の持続可能 な利用を行う。

③社会経済活動への 組み込み

生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込む。

グランドデザイン

ー基本的な姿勢ー

- ①100 年をかけて生態系を回復
- ③国土管理への投資の重点化・効率化、エコロジカル な国土管理
- ③科学的データの集積、人々の意識、行動様式の変化

④国土全体の自然の質を向上、 順応的な態度

②個性的・魅力的な地域づくり

国土のグランド デザインの全体的な姿

- ①十分な規模の保護地域を 核とし、生態系ネットワー クが国土全体を通じて形成 されている。
- ②国土全体のモニタリング 体制が構築され、国土全体 では種の絶滅リスクが低下 し、外来種による新たなリ スクの拡大はなくなってい る。
- ③農林水産業や企業活動が 持続可能な方法で行われ、 生物多様性の保全の取組と 両立する形で国内の自然資 源の有効活用が進んでい る。
- ④国境を越えた生態系ネットワークの形成が進む。わが国が地球規模の生物多様性に与える負の影響は低下している。
- ⑤生物多様性の保全と持続 可能な利用が社会の仕組み に組み込まれている。生き 物や自然に関する教育が充 実し、市民は自然と共生し た社会で新しいライフスタ イルを確立する。

地域ごとのイメージ

- **〇奥山自然地域**:地方ごとにまとまりのある自然環境が、十分な広がりをもって保全されている。自然優先の管理を基本とし、人間活動による生態系への影響が最小限に抑えられている。
- **〇里地里山・田園地域**:田んぼ、ため池などに豊かな生物多様性が保たれ、持続可能な農業が活性化している。積極的に維持管理を図ることとされた里地里山では、エコツーリズムやバイオマスなど新たな資源利用が都市住民や企業との協働により行われ、クマ、シカ、イノシシなどの鳥獣とのすみ分けが進んでいる。
- ○都市地域:森のような大規模な緑地が広がり、幼い子供たちが土の上で遊び、身近に生きものとふれあえる空間が点在している。人々は生物多様性に配慮した商品を積極的に購入し、持続可能な消費行動が定着している。
- **〇河川・湿原地域**:河川本来のダイナミズムと豊かな水量がよみがえり、河口干潟には渡り鳥が飛来し、ナマズやギンブナが河川と水田を行き来している。地下水や湧水が豊かになり、地域の生活と調和した日本らしい川が復活している。
- ○沿岸域:豊かな生命をはぐくむ沿岸域では、河川上流での森づくりにより、豊かな漁場が保全されるとともに、北の海ではアザラシが、南の海ではジュゴンが泳いでいる。干潟ではアサリやシオマネキなどが豊かに生息し、人々が潮干狩りを楽しんでいる。
- **〇海洋域**: クジラやウミガメが回遊し、ホエールウォッチングなどのエコツアーにより地域が活性化している。科学的な資源管理により持続可能な漁業が営まれている。国際的な連携により、生態系に影響を与える海洋汚染の防止や除去の取り組みが進んでいる。
- **〇島嶼地域**:特有の生態系や固有の生物相の価値が住民に浸透し、外来種の侵入を防ぐため水際でのチェックが進み、島ごとに特徴ある自然をいかしたエコツアーが盛んに行われている。

国家戦略の基本的視点、4 つの基本戦略

基本的視点

①科学的認識、予防的順応的態度

科学的客観的なデータを基礎、完全には わかりえないことを前提とした慎重な 行動と柔軟な見直し。

③連携と協働

各省間や地方・民間・住民・専門家との 協働、情報公開の推進。

⑤統合的な考え方と長期的な視点

3 つの危機、3 つの社会(自然共生、低炭素、 循環型)の統合、将来世代への継承。

②地域重視と広域的な認識

地域活動の重要性、現場の視点・智恵の 活用、流域や地球規模のつながり。

④社会経済的な仕組みの考慮

継続できる仕組みづくり(いきものブランド米、認証制度)、生物多様性の恵みの評価(森林環境税)。

4 つの基本戦略

①生物多様性を社会に浸透させる

- ・地方・企業・NGO・国民の参画を図る「いきものにぎわいプロジェクト」の展開(広報の推進、生物多様性地域戦略策定のための手引きや民間参画ガイドラインの作成)
- ・専門家や NGO 等が核となった市民参加型調査
- ・放課後の自然体験学習や「五感で感じる」原体験のための空間づくり
- ・生物多様性に配慮した食品や木材の購入などのライフスタイルの転換の提案

②地域における人と自然の関係を再構築する

- ・都市住民や企業など多様な主体による共有の資源としての管理モデルの構築
- ・緩衝帯づくりなど鳥獣と棲み分けられる地域づくりと担い手育成
- ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- ・トキなど希少野生動植物の生息できる空間づくりと外来種の防除

③森・里・川・海のつながりを確保する

- ・さまざまな空間レベルでの生態系ネットワーク計画や広域圏レベルでの図化
- ・国立・国定公園の総点検、照葉樹林・里地里山・海域などの積極的な評価
- ・「美しい森林づくり推進国民運動」を通じた間伐の実施や多様な森林づくり
- ・都市内の水と緑のネットワーク形成、企業と NGO の協力による緑地保全
- ・河川・湖沼・湿原・湧水・ため池・水路・水田など水域のネットワークの形成
- ・海洋の生物多様性のデータ充実や浅海域での保護地域指定の充実
- ・漁業など多様な利用と両立する自主的な資源管理や海域保護区などのあり方検討

④地球規模の視点を持って行動する

- ・自然共生モデルの世界への発信(SATOYAMA イニシアティブ)
- ・わが国の「生物多様性総合評価」の実施(生物多様性指標の開発、危機の状況の地図 化、ホットスポットの選定)
- ・総合評価の実施とアジア太平洋地域の国々への技術支援
- ・自然環境データの充実・速報性の向上と温暖化影響を含む生態系総合監視システムの 構築
- ・森林・湿原の保全など生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和施策の推進
- ・地球温暖化に対し適応力が高い生態系ネットワークのあり方など適応策の検討

2.2 生物多様性地域戦略の構成

生物多様性地域戦略の構成については、各地方公共団体がその地域の特性やこれまでの取 組等を踏まえて検討し、それぞれに工夫していくことが望まれます。

その際、前項で述べたように、生物多様性基本法に生物多様性地域戦略で定めるべき要件 として、「目標」、「施策」等が定められていますので、留意してください。

ただし、それらの盛り込み方は様々です。

「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に構ずべき施策」については、多数の具体的な施策を分類し、体系化して行動計画として示す方法 (例 1)、重要なプロジェクトとして示す方法 (例 2)、具体的な施策を盛り込みながら重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を戦略として示す方法 (例 3)、それらを組み合わせる方法など様々な方法が考えられます。

背景、現状、課題についても、体系的に示す方法(例 1)、地域や生態系のタイプ別に整理して示す方法(例 2)、基本認識として一括してまとめる方法(例 3)など様々な方法が考えられます。また、第三次生物多様性国家戦略で示した3つの危機と地球温暖化の危機(第 1 部 1.2 参照)についてそれぞれ地域における現状を整理し、これまでの取組等を踏まえて、地域における課題の捉え方を工夫していくことなども考えられます。

その他に戦略の推進体制・進行管理、工程表など効果的な戦略とするために必要に応じて様々な内容を盛り込むことが考えられます。

生物多様性地域戦略の構成の検討に当たっての参考として、次ページから生物多様性地域 戦略の構成イメージを示します。

第1章 戦略策定にあたって

• 策定の背景

国内外の生物多様性に関連した動向、戦略策定の必要性等

• 戦略の位置づけ

戦略の位置づけ、性格、関連する諸計画との関係等

生物多様性の重要性

生物多様性とは何か、生物多様性の重要性、生物多様性の危機等

第2章 生物多様性の現状と課題

• 現状

地域の生物多様性の現状やこれと人との関わりの状況、取組の現状等

課題

地域/生物種に係る課題、人との関わりに関する課題、取組に係る課題、体制面の課題等

第3章 基本的な考え方と目標

• 基本的な考え方

戦略の基本的な考え方の内容(方針、視点、対象区域等)等

• 目標

目標の内容、目標期間等

長期構想

第4章 行動計画(具体的施策)

重要な生物の生育・生息地の保全・維持管理、自然再生、野生生物の保護管理、地域資源の活用、人と自然のふれあい促進、調査・情報整備、普及啓発、環境学習・環境教育、協働・連携、環境影響評価、広域連携、国際的取組等

第5章 推進体制と進行管理

• 推進体制

戦略を推進する組織の位置づけ・構成、関係主体に期待される役割等

• 進行管理

Plan (計画) - Do (実行) - Check (点検・評価) - Action (見直し・改善) の手順等

第1章 現状と課題

• 里地里山地域

里地里山地域における生物多様性の現状と課題、人とのかかわりの状況と課題、取組の現状と課題等

都市地域

都市地域における生物多様性の現状と課題、人とのかかわりの状況と課題、取組の現状と課題等

• 河川·沿岸地域

河川・沿岸地域における生物多様性の現状と課題、人とのかかわりの状況と課題、取組の現状と課題等

.

第2章 方針と目標

- 方針
- 目標

目標の内容、目標期間等

第3章 プロジェクト

• プロジェクト1: 〇〇里山地域の保全 • 再生

プロジェクト2:△△川流域における上下流一体の取組

.

第4章 プロジェクトの工程表

例3

第1章 基本認識

戦略策定の背景、戦略の位置づけ、生物多様性の現状と課題などを基本認識としてコンパクトに一括

第2章 目標

基本認識を踏まえた目標の内容、目標期間、指標等

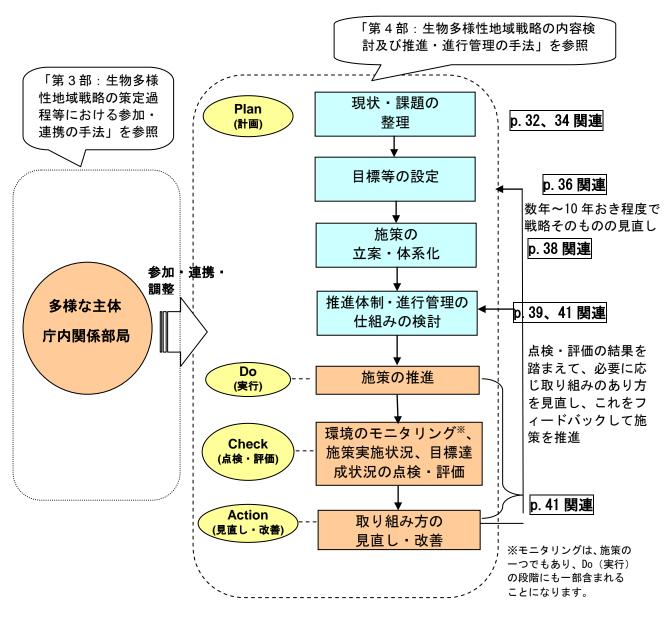
第3章 戦略

各戦略の中で具体的な施策を盛り込む

- 戦略 1:生物多様性を社会に浸透させる
 - 具体的施策:生きものにふれあう機会を増やす
 - 具体的施策:生物多様性を考慮した民間の取組の支援を拡大する
 - 具体的施策:地域の生物多様性の状況を広報する
 - · · · ·
- 戦略 2:地域における人と自然の関係を再構築する
 - 具体的施策:里地里山の保全と利用のための協働取組を推進する
 - 具体的施策:生物多様性に配慮した農業を支援する
 - ...
- 戦略3:
- • • •

2.3 生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の概要

生物多様性地域戦略は、策定の段階から多様な主体の参画を図ること、また、これを策定した後、戦略に書かれた内容を着実に推進し、その進行を適切に管理していくことが大切です。策定・推進・進行管理の考え方のフローの一例を以下に示します。これらは、大きくは、多様な主体の参加・連携や庁内関係部局との調整の手法に関する部分と、生物多様性地域戦略の内容そのものの検討や推進・進行管理の手法に関する部分の二つに分けることができます。そこで、本手引きでは、前者を第3部で、後者を第4部で詳しく説明していきます。



生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の考え方のフロー(一例)

第3部:生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法

3.1 参加・連携等に関する考え方

生物多様性を保全し、その恵みを将来に渡って享受できる自然共生社会を実現するには、 国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった様々な主体が生物多様性の保全と 持続可能な利用に関する取組を進めていかなければいけません。

地方公共団体においては、地域の生物多様性の固有性などを踏まえて、生物多様性を保全することや持続可能なかたちで利用することの重要性を浸透させ、様々な主体との協働や主体間の連携を促すこと等により、地域での活動を促進し、人間の社会経済活動と自然環境が調和する地域づくりを進めていくことが期待されます。また、より多くの主体と目標を共有するために、こうした取り組みによる豊かな地域社会の実現を目標設定の際の視点として考慮することも考えられます。(目標設定等については第4部4.2参照)

生物多様性地域戦略の策定とその推進にあたっては、様々な関係部局、研究者、NPO等、事業者、住民等の参加・連携の視点等が大切です。このためには、生物多様性地域戦略の策定段階からこれらの関係者に協力してもらうことにより、策定した戦略の推進・進行管理の段階における活動に結びつけていくことが大切です。特に、生物多様性基本法第 21 条第 2 項で政策形成への民意の反映等が求められており、地方公共団体においてもこの点を留意する必要があります。

例えば、関連する計画や施策を所管している部局との調整を経て、生物多様性地域戦略を策定し、策定後の戦略に基づく施策は、その部局が主体となって実施するということが考えられます。また、例えば、研究者、NPO等の知見を活かして戦略が策定されることにより、策定後の推進・進行管理の段階において必要かつ実施可能なモニタリング手法が明確にされ、さらにモニタリング活動への協力を得られるということも考えられます。さらに、事業者、住民の知見や価値観を活かして策定されることによって、事業活動や暮らしと生物多様性との結びつきが再認識され、住民のライフスタイル等を見直すきっかけとなることも考えられます。

一方で、参加・連携を図るための手法には様々なものがあり、また、地方公共団体においては生物多様性地域戦略の策定にかけられる労力・費用などの制約もあることから、それぞれの地方公共団体の実情を踏まえ、効果的・効率的な参加・連携のあり方を地域ごとに検討することが望まれます。なお、里地里山の保全再生活動に関する計画を作成する際の手順をまとめた「里地里山保全再生計画策定の手引き(平成 20 年 3 月 環境省)」も参考になります。

なお、生物多様性地域戦略の策定等に当たっては、国の各種の計画や施策との関連にも留意する必要があります。国における各種の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用

に関しては生物多様性国家戦略を基本とする(生物多様性基本法第12条第2項)こととされています。同様に地方公共団体においても、生物多様性地域戦略と各種の計画の整合を十分に図ることにより、当該地域戦略に基づく取組を効果的なものとすることが期待されます。さらに、この際、都道府県と市町村、隣接する地方公共団体等の相互の生物多様性地域戦略の整合性にも留意が必要です。

3.2 策定過程における参加・連携等の手法

生物多様性基本法第 21 条第 1 項では、国は「関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。」と規定されています。生物多様性地域戦略の策定過程等においても多様な主体の参加・連携を推進することが期待されます。(詳細は参考資料 1 生物多様性基本法を参照)

生物多様性地域戦略の策定等に当たっては、計画、実行、点検・評価、見直し・改善の過程を通じ、関係する主体への周知や意見聴取等により参加・連携等を促進することが大切です。主な手法の例として、以下のようなものが挙げられます。

意見聴取等をするための主な手法の例

種類	方法	メリット
事前の専門家へのヒ アリング・アンケート	・事前に専門家(大学・研究機関・博物館・郷土館等の研究者。地域の自然に詳しいアマチュア専門家、小中学校の教員等も想定される)に個別ヒアリングを行う。	・事前の情報収集・論点整理 に役立つ。・専門的事項への理解が深ま る。・人的ネットワークの構築に つながる。
事前の関係団体への ヒアリング・アンケー ト	事前に関係団体(事業者(団体)、NPO等)に個別ヒアリングを行う。	・事前の論点整理に役立つ。 ・関係団体との認識の共有が 図られる。 ・人的ネットワークの構築に つながる。 ・NPO 等、事業者等の取組 の情報等が入手できる場 合がある。
事前の市町村へのヒアリング・アンケート (都道府県の場合)	・域内の市町村の担当部局職員 に個別ヒアリングを行う。	・事前の論点整理に役立つ。 ・市町村レベルの具体的な現 状・課題・取組等が把握で きる。 ・協力体制の構築につなが る。
懇談会・勉強会	・検討組織における検討の前に 有識者による話し合いの場 を持つ。 ・非公開で行う場合もある。	・論点整理に役立つ。 ・現状認識等の共有が進む。

種類	方法	メリット
検討組織(検討会・委 員会・協議会等)にお ける検討	・委員(例、専門家、住民、事業者、NPO等)によって構成される検討組織を設置する。 ・事務局が用意する骨子案、素案等をもとに会議で議論を重ね、戦略を作成する。	・関係主体のキーパーソンを 委員にした場合、関係主体 の周知と推進・進行段階の 協働体制につながること がある。 ・会議の公開により生物多様 性地域戦略の周知が図ら れる。
検討経過・資料の公表 による意見募集	・生物多様性地域戦略の検討経 過や、骨子案・素案等の資料 を、ホームページ等を使い、 公表しつつ、意見を募集す る。	生物多様性地域戦略の周知が図られる。検討の段階に応じて必要な情報を得られる場合がある。
検討組織等における 専門家のプレゼンテ ーション	・検討組織等の検討の場で、専門家がプレゼンテーションを行う。	・専門的な視点を広く共有できる。 ・論点整理に役立つ。
検討組織等における 関係団体のプレゼン テーション	・検討組織等の場で、関係団体 (事業者(団体)、NPO等) がプレゼンテーションを行う。	・地域の取組や問題点・意識 に関する情報を共有でき る。 ・論点整理に役立つ。
検討組織等における 市町村へのプレゼン テーション (都道府県の場合)	・検討組織等の場で、域内の市 町村がプレゼンテーション を行う。	・市町村レベルの具体的な現状・課題・取組等が共有できる。 ・論点整理に役立つ。
パブリックコメント	・生物多様性地域戦略案について、ホームページ、印刷物、 その他広報誌等の媒体を用い、一定期間意見募集を行う。	・誰もが公平に意見を言う機会を得られる。 ・生物多様性地域戦略の周知が図られる。
マークショップの開 催	・生物多様性地域戦略の内容に関する議論を行う。	・様々な主体からの意見聴取が可能。 ・参加者間の合意形成及び参加者間の主体性や責任感の増加による自主的な取り組みの活発化が期待できる。 ・議論が深まることもある。 ・生物多様性地域戦略の周知が図られる。
説明会・公聴会の開催	・説明会あるいは公聴会を開催 し、その場で生物多様性地域 戦略の説明や意見聴取等を 行う。	・様々な主体からの意見聴取が可能。・生物多様性地域戦略の周知が図られる。

広報等をするための主な手法の例

種類	方法
印刷物による周知	・生物多様性地域戦略本体やパンフレットの印刷物を作成・配布する。
ホームページによる 周知	・生物多様性地域戦略本体やパンフレットをホームペー ジで公開する。
シンポジウムの開催	・基調講演やパネルディスカッション等を含むシンポジ ウムを開催する。
広報紙、広報番組等を 利用した周知	・自治体で定期的に刊行している広報紙や枠を持ってい る番組等で生物多様性地域戦略を取り上げる。

庁内関係部局と調整するための主な手法の例として、以下のようなものが挙げられます。

庁内関係部局と調整するための主な手法の例

種類	方法・留意事項	メリット	留意事項
庁内関係部局に よる連絡会議・ ワーキンググル 一プ等における 検討	・庁内関係部局の担当者等に よって構成される連絡会 議・ワーキンググループ等 を設置する。 ・生物多様性地域戦略に関す る認識や狙いの共有、進め 方の合意形成等を図る。	・生物多様性地域戦略の策 を関係につながる。 ・庁内関係ののと物がの ・庁内関域戦略のの ・時性地る。 ・関係があるの ・関域戦略のの ・関係があるの ・関連携・ながる ・関連携・ながる ・関連集の を を を を を を を を を の の の の の の の の の の	
プレゼンテーション	・検討組織等の場(表「意見 聴取等をするための主な手 法の例」参照)で、庁内関 係部局が具体的な施策等に ついて、プレゼンテーショ ンを行う。	・論点整理に役立つ。 ・生物多様性地域戦略に総合的な視点を取り込むための共通認識が得られる。	
照会	・庁へ大震・ では、	・生物多様性地域戦略の策局を を持ている。 ・皮が、大きなのでは、 ・皮が、大きなのでは、 ・皮が、大きなのでは、 ・皮が、大きなののでは、 ・皮が、大きなののでは、 ・皮が、大きなののでは、 ・生物のでは、 ・性が、 ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

生物多様性地域戦略の策定に際しては、生物多様性基本法第 27 条で準用する同法第 21 条 2 項等の趣旨も踏まえ、「連携」、「協働」の一つの方法として、地域戦略の策定段階で民意を積極的に反映するために、今まで述べてきたような参加・連携等の手法を各段階で組み合わせていくことが想定されます。

例えば、第三次生物多様性国家戦略は、懇談会の開催、意見公募・地方説明会の開催、中央環境審議会における検討、パブリックコメント募集、関係省庁連絡会議の開催等のプロセスを経て策定されています。また、地方公共団体の例としては、千葉県が、県民等を巻き込んだタウンミーティング及び県民会議を実施するとともに、学識経験者からなる専門委員会、庁内連絡会議も設けるなど、多様な主体との連携を図って戦略を策定しています。

詳細は、参考資料 5 (事例 1)「第三次生物多様性国家戦略」、 (事例 2)「生物多様性ちば県戦略」 を参照

3.3 推進・進行管理における参加・連携等のあり方

生物多様性地域戦略を策定する際に、推進・進行管理における関係主体の参加・連携、庁 内関係部局との連携のあり方を検討することが期待されます。またこの際には、都道府県や 市町村の役割をなるべく明確にし、施策の整合性や重複性の排除などに配慮しておくことが 必要です。具体的な手法については、第4部において説明します。

第4部:生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法

4.1 現状と課題の整理

地域における生物多様性の捉え方、課題、現状の整理の仕方は様々であり、生物多様性基本法 13 条にあるように「生物多様性国家戦略を基本」として踏まえつつも、地域特性やこれまでの取組等を踏まえて、課題等の整理の仕方、さらに生物多様性地域戦略の組み立て方、戦略そのものに持たせる効果等を検討します。

(1) 地域における生物多様性の捉え方と課題の整理

地域における生物多様性の捉え方や課題を整理する方法について説明します。例えば、地域の生物多様性に関する知見を有する専門家等にヒアリングを行い、当該地方公共団体が直面している生物多様性に係る課題や捉え方を大づかみに整理したり、論点整理を行うことなどが考えられます。

課題としては、「1.1.(2) 生物多様性地域戦略を策定する意義 (p.5)」であげたようなものも考えられます。

第三次生物多様性国家戦略に記述されている第1の危機(人間活動や開発による危機)、第2の危機(人間活動の縮小による危機)、第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)、地球温暖化の危機をそれぞれ地域の生物多様性の現状に当てはめ、具体的な課題を抽出するのも一つの方法です。

例えば、第1の危機との関係で、過去の開発や乱獲によって損なわれた環境や影響の程度を明らかにすることで、今後積極的に保全・再生していくべき自然環境を検討するための基礎情報としたり、第2の危機との関係では、地域の二次的な自然の管理の歴史を整理し、守るべき種や望ましい管理の方法を検討するための参考にしたり、また、第3の危機との関係では、生態系等に影響を及ぼす外来種の侵入や定着の状況に関する情報を整理して、重点的に侵入防止のための監視を行うべき種を定めたり、既に侵入した種について重点的に対策を行う場所を定めることなどに活用していくということが考えられます。

その他、生物種(特に保護すべき種、適切に管理すべき種等)や場所(特に保全すべき場所、再生すべき場所、活用すべき場所等)、機能(将来に残していくべき特徴的な第一次産業やレクリエーション活動、国土保全機能や水質浄化機能等)に注目することも考えられます。

地域における生物多様性の捉え方や課題等のイメージ図の例を3つ示します。なお、課題等の整理は、(2)の現状整理を行う中で行うこともできます。

第1の危機

人間活動や開発など、人が引き起こす負の要因による生物多様性への影響。

第2の危機

自然に対する人間の働きかけ が減ることによる影響。

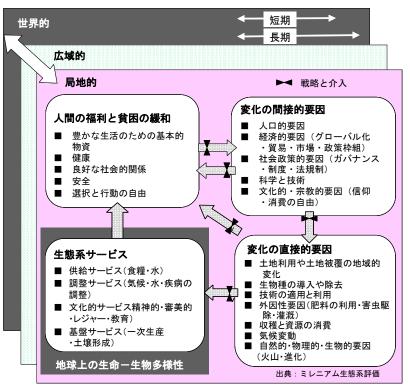
第3の危機

外来種や化学物質等を人が持ち込むことによる生態系の攪乱。

地球温暖化による危機

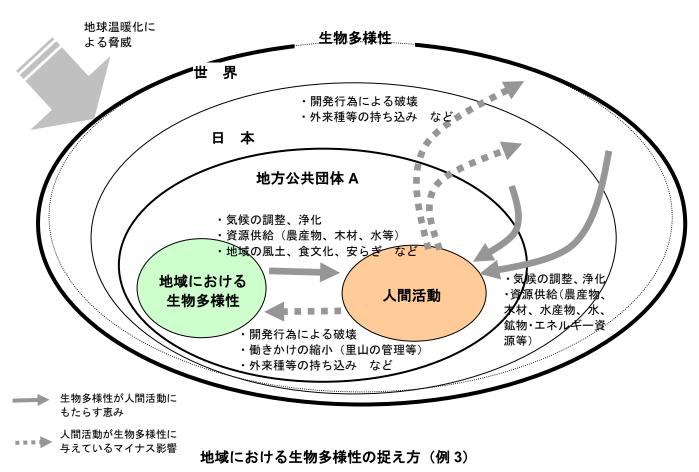
地球温暖化による生物多様性への影響。

第三次生物多様性国家戦略における生物多様性の危機の捉え方(例1)



生物多様性に間接的に働きかける 要因(人口・技術・ライフスタイ ル)【図:右上】が、生物多様性に 直接的に影響する要因の変化を導 き出すことがある(漁獲量・肥料 の利用)【右下】。その結果が生態 系と生態系の提供するサービスの 変化を引き起こし【左下】、そのこ とによって人間の福利に影響を及 ぼす。これらの相互作用は1つ以 上のスケールで起こり、スケール が重複することもある。たとえば 木材に対する国際的な需要が、局 地的な河川一帯の洪水の規模を増 大させるような森林被覆の広域的 な破壊を引き起こすことがある。 似たような相互作用が異なる時間 軸の中でも起こっている。人間の 福利と生態系の保全を促進するた めに、この枠組みの多くの点で 様々な戦略と介入が実施できる。

ミレニアム生態系評価における生物多様性、生態系サービス、人間の福利、 変化の要因の間の相互作用の概念的枠組み(例 2)



※図では、生物多様性が人間活動にもたらす「恵み」、人間活動が生物多様性に与えている「マイナス影響」に着目して整理した例。

(2) 地域の生物多様性等の現状整理

地域の生物多様性等の現状を整理する方法について説明します。それぞれの地方公共団体におけるこれまでのデータ蓄積状況、取組実態等は様々ですし、現状整理の手順、使用するデータやツールも様々なものが想定されます。それによって現状整理にかかる作業の労力、予算、時間等にも差がでます。現状整理は、生物多様性地域戦略の核心部である目標設定や具体的施策の立案のために必要な作業ですので、既存のデータ等を有効に活用するなどして、地域の状況に応じて、適切な精度等を判断して実施することになります。

例えば、環境省等、国において整備されている情報、都道府県・市町村等の環境基本計画や環境白書等に掲載されている情報、その他独自に収集・整備している情報など、現時点で入手可能なデータを効果的に活用することが考えられます。

国において整備されている情報については、

参考資料2「生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ」を参照

また、新たに調査を実施してデータを取得することも考えられます。新たな調査は相応の 予算・期間・体制を要することから、既存のデータを活用しつつ、既存のデータが無く、特 に把握する必要性が高い一部のデータを新規の調査で補完することなども考えられます。必 要な場合は、戦略策定以降も継続して段階的にデータの補完や精緻化を進めていくことも考えられます。

地域の生物多様性等の現状を知るための基礎データの例として下表のようなものが考えられます。

基礎データの例

種類	内容の例
生物の分布等に関する情報 (自然的な条件)	植生、地形、地質、土壌、希少種の分布情報、指標となる種の 分布情報、有害鳥獣・外来種等の情報、水域・自然景観の分布 情報など
土地利用等に関する情報 (社会的な条件)	保護地域の指定状況、農用地・森林・水面・宅地等の土地利用 状況、社会資本等に関する情報 など
取組に関する情報	関連条例・計画・施策、住民・事業者・NPO 等による取組など
その他	地域の自然史・都道府県史・市町村史、社会経済状況、住民の 意識 など

上記の基礎データをもとに、例えば、重要な地域の抽出を行うようなことも考えられます。 既存資料などの情報をもとに重要な地域を抽出・選定した事例として、例えば、滋賀県の 「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」があります。この長期構想では、「重要拠点区域」「生態回廊」を選定し、地図化して示しています。

詳細は、参考資料5(事例3)「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」を参照

現状整理における解析の一つのツールとして、GIS*があります。これは、位置情報を持つ各種のデータを重ね合わせ、様々な解析を行ったり、視覚的にわかりやすく示したりする上で有用なツールであり、このようなツールを利用して継続的な生態系ネットワークの解析・目標や施策の見直し等に役立てることができれば効果的です。ただし、必ずしも GIS による整備ができなくとも、紙媒体の情報を組み合わせて現状整理や課題抽出を行うことも可能であり、それぞれの地方公共団体の実情に応じて検討します。

※地理情報システム(GIS: Geographic Information System)。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

参考:「第三次生物多様性国家戦略第2章」、その他「平成19年度 中央 環境審議会 自然環境・野生生物合同部会 生物多様性国家戦略 小委員会」の第1回〜第6回の一連の資料も参考となる。

4.2 生物多様性地域戦略の対象区域、目標等の設定

(1) 対象区域等の設定

生物多様性基本法に基づき、生物多様性地域戦略では、対象区域を定めます。また、併せて戦略の対象期間を定めることも考えられます。

- 対象区域:対象とする区域を明らかにします。一般的に地方公共団体が策定する計画は、各都道府県や市町村といった行政区域を単位に策定されますが、生物多様性に関する問題は河川の流域や山地などのように行政区域とは無関係な区域をまとまりとすることから、生物多様性基本法の第13条では、地方公共団体が「単独又は共同」して「生物多様性地域戦略の対象とする区域」等を定めることができることとなっています。さらに、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響にも配慮し、対象区域を越えて、より広域に視野を広げた取組を実施することも考えられます。
- 対象期間:生物多様性地域戦略においては、対象期間を設定することが考えられます。第三次生物多様性国家戦略では、3つの目標やグランドデザインにおいては100年先といった長期を見通しつつ、具体的な施策においては策定時から5年間程度の期間に実施するものを想定しています。

(2) 目標の設定

生物多様性基本法に基づき生物多様性地域戦略では、「当該区域内の生物の多様性の保全 及び持続可能な利用に関する目標」を定めます。地域特性を考慮して設定してください。

目標にはいくつかの種類が想定され、2、3 種類の目標を組み合わせて設定することも想定されます。下表に目標の種類の例を示します。

また、当該区域における望ましい姿として、地域レベルの生態系ネットワークを図化して 示すことも有効な手段です。

なお、目標を設定する際には、その時間スケール(長期、短期等)も考慮します。

目標の例

	目標の種類	特徴
定性的 な目標	将来の望ましい姿 などを示す目標	・将来の地域の望ましい姿などを文章で定性的に説明する目標。
定量的 生物多様性の状態 な目標 を示す目標		 ・域内の生物多様性の状態が望ましい良好な状態となっているかどうかを定量的に示す目標。 ・最終的に実現すべき生物多様性の状態を定量的に表現することで、定性的な目標より、具体性が増す。 ・データの不足や数値化の手法がまだ十分に開発されていないこと、などにより、設定が難しい場合もある。 ・各種の取組と目標達成度の関係が必ずしも明確でなく、設定が難しい場合や必要な取組に対する意欲を促しづらい場合がある。
	事業量を示す目標	・個別の施策の実施量(事業量)を示す目標。 ・個別の施策(事業)との関連性や関係主体の努力量がわかりや すく、進行管理がしやすい。 ・最終的に実現すべき生物多様性の状態そのものとの関係が必ず しも明確でない場合がある。

例えば、第三次生物多様性国家戦略では、第1部において生物多様性の保全及び持続可能 な利用の目標として3つの目標(「定性的な目標」に相当)を掲げるとともに、第2部にお いて一部の施策については具体的な数値目標(主に上表の「事業量を示す目標」に相当)を 掲げています。

例)第三次生物多様性国家戦略で掲げている目標

生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

①種・生態系の保全、 絶滅の防止と回復	地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復すること。とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図ること。
②持続可能な利用	生物多様性を減少させない方法により、世代を超えて、国土や自然資 源の持続可能な利用を行うこと。
③社会経済活動への 組み込み	生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活 のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込んでいくこと。

数値目標一覧(国家戦略の第2部)

第三次生物多様性国家戦略では今後 5 年間程度の政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、参考資料 3 (p.55) に掲げた体系に沿って約 660 の具体的施策を記述し、そのうち下記 34 の施策について数値目標を設定しています。

項目	目標値()内は目標年次、記載のないも
	のは戦略策定後5年後
全ての国立・国定公園指定見直し	国立 29、国定 56 ヵ所
保安林	1250 万 ha (H31)
ラムサール条約湿地	10 ヶ所増
自然再生協議会設置数	10 ヶ所増
エコファーマー認定件数	20 万件 (H21)
グリーン・ツーリズム宿泊者数	880 万人/年 (H21)
重要里地里山	300 ヶ所
水生生物環境基準	40 水域
漁場のたい積物除去	25 万 ha
藻場・干潟の保全・再生	5千ha
漁礁や増養殖場	7.5 万 ha
漁業集落排水処理人口比率	50%
多国間漁業協定	47 協定以上
海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	約7割 (H23)
国内希少野生動植物種数	15 種増
特定鳥獣保護管理計画策定数	170 計画
トキの野生復帰(小佐渡東部地域の野生個体数)	60 羽 (H27)
奄美大島ジャワマングース捕獲数	0 匹 (H26)
都道府県等犬・ねこ引取数	21 万匹 (H29)
犬・ねこ所有明示実施率	50% (H29)
植物遺伝資源の保存	25 万点 (H22)
環境資料タイムカプセル化	500 種
微生物資源の保存	2.5 万点 (H22)
廃棄物系バイオマス利活用率	80% (H22)
未利用バイオマス	25% (H22)
バイオマスタウン構想	300件 (H22)
子どもパークレンジャー参加者数	1,300 人/年 (H22)
「生物多様性」の認識状況	50%以上
生物多様性国家戦略認知度	15%以上
生物多様性新聞掲載数	300 件
エコツアー総覧アクセス数	125 万件/年 (H22)
子ども農山漁村交流プロジェクト	2.3 万小学校 (5 年間)
1/25,000 植生図更新状況	6割
CHM メタデータ数	1,600 件

4.3 施策の立案・体系化

生物多様性基本法第13条第3項では、生物多様性地域戦略において、当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に構ずべき施策を定めることとしています。

総合的かつ計画的に構ずべき施策の設定の仕方として、個別の具体的な施策を分類・整理 して示すパターンや、重点的に実施するプロジェクトをいくつか掲げて関連する施策を示す パターン、さらに、戦略として整理するパターンなど、様々なパターンが想定されます。地域別に整理したり、主体別に行動リストとして整理することなども想定されます。

また新規に施策を立ち上げるほか、既存の施策、さらには計画、制度に生物多様性の視点を反映・内部化していくという考え方も大変重要です。

都道府県と市町村とでは、その広域性の違い等により、施策の性格に違いが生じることが 考えられます。相対的に、都道府県では広域的な観点での施策が重視され、市町村では地域 特性に応じて優先順位も考慮したきめ細かな施策が重視されると考えられます。

広域的施策および地域特性に応じた施策で考慮すべき事項の例

広域的施策	地域特性に応じた施策
・ 市町村の行政区画に捉われない地域の生態系の保全(山地、海岸、流域など)・ 生態系ネットワークを考慮した地域外との連携(山地、海岸、流域など)・ 市町村間の総合調整的な観点など	・ 周辺市町村等との連携、地域社会の特徴(経済、コミュニティ、地形など)を踏まえた取組みの策定・ 住民とのコミュニケーション・ 住民参加の促進・ 地場産業の活性化など

参考資料3では、第三次生物多様性国家戦略の施策体系(第2部 行動計画)一覧を参考までに紹介しています。また、参考資料4では、生物多様性に関連する代表的な法律とそれらに基づく計画があることを紹介しています。

参考資料 3 第三次生物多様性国家戦略の施策体系を参照 参考資料 4 生物多様性に関する法律の概要

参考:「第三次生物多様性国家戦略 第1部第4章第2節、第2部」 「農林水産省生物多様性戦略」(農林水産省、平成19年7月) 「環境行動計画2008」(国土交通省、平成20年7月)

4.4 推進体制の検討

生物多様性地域戦略の推進時には、その推進体制が重要になります。

例えば行政、住民、事業者、NPO 等の様々な主体との協働による事業を行う際には、それらの主体との連携体制を構築することが必要ですし、生物多様性のモニタリング、生物多様性地域戦略の点検・評価等を実施するには、庁内外における役割分担や連携体制の確保が重要です。

このため、生物多様性地域戦略の策定にあたっては、推進体制を検討しておくことが望まれます。

例えば、策定時の庁内検討組織を庁内推進組織につなげたり、策定の段階から様々な主体の参加・連携を図り、協働による推進体制の構築につなげることも考えられます。生物多様

性地域戦略の効果的な推進を図るために、研究者や地域ボランティア等による調査・解析を 実施したり、それに携わる人材の育成の場として地域にある博物館やビジターセンターを拠 点施設として有効活用することも推進体制の強化策の一つとして考えられます。

また、センター・研究所的な機能を担うことのできる人的ネットワークを行政・住民・事業者・NPO等・学校等が一体となって少しずつ構築していくことも考えられます。例えば、兵庫県では、生物多様性地域戦略の推進体制として、生物多様性支援拠点を設け、この拠点を中心とする NPO 等のネットワークを広げていくことにより、情報の共有・発信、相互の連携強化を進め、活動の一層の促進を図ることとしています。また、庁内関係部局で構成する推進組織の設置、県と市町の連絡会議の開催、県民や事業者に対する企業の取組の発信、国・近隣府県との連携も図るとしています。

このような生物多様性地域戦略の推進を支える基盤となる体制について、当該地域の既存の人的ネットワークなども勘案して検討します。

参考:環境省生物多様性保全支援事業の概要

様々な主体との協働によって取り組む事業のメニューの参考として、環境省が地域の取組を支援する「生物多様性保全支援事業」の概要を紹介します。

地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援するため、地方公共団体、NPO、地域の活動団体等からなる「地域生物多様性協議会」に対して、国から委託を行うとともに、活動等に必要な経費の一部を国が交付します。

- (1) 委託事業(地域生物多様性保全委託事業): 国費 1 0/1 0 協議会の運営、事業実施計画の策定、協議会の活動に関する広報、効果の把握・評価等
- (2) 交付金事業(地域生物多様性保全活動支援事業): 国費 1/2 下記事業要件のうち、少なくともいずれか一つの項目に該当する活動等であって、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等
 - ①野生動植物保護管理対策
 - ・種の保存法に基づく保護増殖事業計画に位置づけられた事業
 - ・鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業
 - ・国指定鳥獣保護区の保護に関する指針に基づく保全事業
 - ・環境省版レッドリストの絶滅危惧 I 類又はⅡ類に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業
 - ②外来生物防除対策
 - ・外来生物法に基づく防除計画に位置づけられた事業
 - ・国内移入種又は要注意外来生物に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点 から保全対策推進の必要性が高い事業
 - ③重要生物多様性地域保全再生
 - ・自然再生推進法に基づく事業実施計画に位置づけられた事業
 - ・世界遺産条約に基づく自然遺産の登録地において行われる事業であって、世界遺産の管理計画に位置づけられた事業
 - ・その他、法令又は国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、 もしくは環境省の選定する重要湿地、特定植物群落等における事業であって、国の生物 多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

4.5 進行管理の仕組みの検討

生物多様性地域戦略の策定にあたっては、生物多様性のモニタリング、施策の進捗状況及び目標の達成状況の点検、評価、見直しの仕組みを検討することが望まれます。

また、その結果の公表の仕方を定めておくことも考えられます。都道府県版・市町村版環境白書への反映、都道府県版・市町村版生物多様性白書の作成も有効な手段の一つです。

国の白書に関する規定は参考資料1 生物多様性基本法(第10条)参照

(1) 点検·評価(Check)

● モニタリング

モニタリングは、地域の生物多様性の状況を継続的に監視することで、取組の効果を把握したり、状況の変化等を察知するためのものです。このため生物多様性地域戦略の策定に当たっては、定期的・継続的なモニタリングのあり方についても、検討することが望まれます(モニタリングの具体的な方法については、下記を参照)。

● 施策の進捗状況、目標の達成状況等の点検・評価

生物多様性地域戦略の策定に当たって、推進時の進行管理の仕組み、施策の進捗状況及び目標の達成状況の点検・評価をどのように行うかについて、検討することが望まれます。

モニタリングについて

モニタリングは、地域の生物多様性の状況を継続的に監視することで、取組の効果を把握したり、 状況の変化等を察知するためのものです。生物多様性地域戦略においては、モニタリングは、施策と しての性格を持つと同時に、戦略の点検・評価の際の重要なデータとなる場合があります。

モニタリングには、様々な手法があり、目的や地域特性、地域の関係主体の取組実態などを踏まえ、 地域に合ったモニタリングの仕組みを構築することが望まれます。特に、長期的な継続が可能であり、 かつ効率的な方法とすること、結果を客観的に評価できるようにすることが大事です。

例えば、脆弱性が高い自然環境では、よりきめ細かなモニタリングが必要となるでしょうし、利用による自然環境への悪影響が生じていないかを把握するために、利用に関わる土地所有者や事業者が参加したり、里地里山においては住民や活動団体が主体となって状況把握に努め、必要な段階で専門家の助言を得るといった方法もあるでしょう。既存のモニタリング実施主体に協力を求め、体制確保や既存データの共有等で連携を図ることも有効です。

次ページに様々なモニタリングの特徴を示します。

モニタリングのオプションの特徴、留意事項(一例)

	オプション	特徵、留意事項
調査の協力主体・実 施主体	博物館や大学等の専門家	データの精度は高いが、協力人数が限定され、多額の予 算の投入が必要となる場合がある。
	民間の調査機関	データの精度は高いが、多額の予算の投入が必要となる
		場合がある。
	NPO等、地元の自然愛好家、	データの精度は専門家の調査に比べて低くなる可能性
	自然保護団体	があるが、方法の工夫(最終的な専門家によるチェック
		体制等)により補完できることもある。また、方法によ
		っては、広域な調査や高頻度の調査が可能となり、デー
		タ量を多く確保できる。
	A- E	地域の微妙な変化等に気づきやすい場合がある。
	住民	データの精度は低くなるが、方法の工夫(最終的な専門
		家によるチェック体制等)により補完できることもある。 教育の政権の対策が対策による。
		る。教育や啓発の効果が期待できる。指標種等の調査項 目を少数に限定し、容易な内容にする等の工夫が必要と
		日を少数に限定し、谷勿な内谷にする寺の工犬が必要としなる。
		'ふる。 特に児童生徒等を対象とする場合、体験学習・環境教育
		としての効果が期待できる。
		地域の微妙な変化等に気づきやすい場合がある。
調査地点の設定方法	代表的な拠点	重要な地域や、典型的な都市地域など、代表的な拠点ご
W4777 2711 2711 1947 274 1941	, to the state of	とにモニタリング調査地点を設ける。
	行政単位	市町村等の行政単位、あるいはそれらをいくつかずつま
		とめた単位ごと等にモニタリング調査地点を設ける。
	自然のまとまりの単位	流域単位、あるいは、森林・農地・水辺などの自然のま
		とまりの単位ごとにモニタリング調査地点を設ける。
調査の項目	指標種(希少種以外)	指標種に関する情報は、地域の代表的な生態系タイプ等
		を保全していく上で有効な情報となる。調査対象種数が
		多いと、調査・とりまとめにかかる労力や時間が大きく
		なる点に留意が必要である。
	希少種(国及び地方公共団体	希少種に関する情報は、保全の緊急性を判断したり、特
	作成のレッドデータブック	に保全上の重要性の高い場所等を抽出したり、保全の効
	掲載種など)	果を評価したりする上で有効な情報となる。
	生態系(植生、湿地、ため池、	生態系の情報は、指標種や希少種の視点では網羅できな
	社寺林など)	い情報の把握に有用である。
		様々なモニタリング項目の中から、必要性の高いものに
		絞り込む必要がある。

※ここで示したオプションやそれぞれの想定される方法等は一例であり、これら以外の方法等もありうる。

ー生物多様性の保全等に直結した技術の開発ー

生物多様性基本法第23条に基づき、環境省では平成21年度から生物多様性の保全に必要な技術開発等や持続可能な利用に関する施策の推進を目的として、研究者からの公募事業を実施しています。この事業の成果は地方公共団体等の推進する施策への寄与も目的の一つとしているため、必要に応じて地方公共団体への情報提供を行うこととしています。

(2) 見直し・改善(Action)

生物多様性地域戦略の策定に当たって、点検・評価結果を踏まえた取組の見直しをどのように行うかについても、検討することが望まれます。

見直しには、個々の施策の進捗に問題がないかを簡便に点検し、順応的に施策の内容を軌道修正するといったものから、中・長期的な視点で、総括的な点検・評価を行い、生物多様性地域戦略そのものを見直すというものまで、様々です。例えば、生物多様性国家戦略では、毎年国家戦略の実施状況を点検するとともに、5年程度を目途として、国家戦略の見直しを行うことになっています。

参考資料 5 (事例 1)「第三次生物多様性国家戦略」参照

参考:「第三次生物多様性国家戦略前文」

参考資料

- 1. 生物多様性基本法
- 2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ
- 3. 第三次生物多様性国家戦略の施策の体系
- 4. 生物多様性に関する法律の概要
- 5. 生物多様性地域戦略等の事例
- 6. 生物多様性評価の事例:環境省 生物多様性総合評価の概要

参考資料 1. 生物多様性基本法

(平成二十年六月六日法律第五十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 生物多様性戦略 (第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策 (第十四条—第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策 (第二十七条)

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその

方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物 の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。
- 2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性 の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持 されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減 少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

(基本原則)

- 第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠く ことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、 多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われな ければならない。
- 2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと 及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏 まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持 続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。
- 3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。
- 4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多く

の利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を 及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防 止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則 (以下「基本原則」という。)にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に 関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に 応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

- 第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
- 2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用 のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用 のための取組に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球 温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化 の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られ るよう、必要な配慮がなされるものとする。

(年次報告等)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を 明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略

(生物多様性国家戦略の策定等)

- 第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画 的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以 下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。
- 2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
 - 二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき 施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国 家戦略を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

- 第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。
- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続 可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

- 第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、 当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければな らない。
- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

- 第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する 自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多 様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要 な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための 仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その 他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置 を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

- 第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況 を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置か れている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護 及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場

合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を 講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

- 第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

- 第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、

及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、 国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する 者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

- 2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その 過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び 持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分 考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。
- 3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並び にその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

- 第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、 及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の 実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の 提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性 の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の 整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものと

する。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公 共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る 法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年 法律第四号)」を「、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号) 及び生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)」に改める。

参考資料 2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ

〈生物の分布等の自然環境に関する情報〉

	データ等の名称	模要	縮尺等	情報管理者	調査報告書の発行年等	GISデータ化状況
	植生調査	空中写真の判読、現地調査、衛星画像により縮尺1/5万~1/2万5千で作成された現存植生図。	1:50, 000 ~ 1:25, 000	環境省自然環境局 生物多様性センター	1980~	O shp
	藻場調査	自然環境保全基礎調査の一環で、わが国にとって重要な存在である藻場について、その分布状況や消滅状況を把握する目的 で実施された調査。	-	環境省自然環境局 生物多様性センター	1978~	O shp
	干潟調査	自然環境保全基礎調査の一環で、わが国にとって重要な存在である干潟について、その分布状況や消滅状況を把握する目的 で実施された調査。	-	環境省自然環境局 生物多様性センター	1978~	O shp
	サンゴ礁調査	自然環境保全基礎調査の一環で、わが国にとって重要な存在であるサンゴ礁について、その分布状況や消滅状況を把握する 目的で実施された調査。	1:100,000	環境省自然環境局 生物多様性センター	1978~	O shp
	マングローブ調査	自然環境保全基礎調査の一環で、わが国にとって重要な存在であるマナグローブ林について、その分布状況等を把握する目的で実施された調査。		環境省自然環境局 生物多様性センター	1998	O shp
	特定植物群落	わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なものなどを把握 することを目的として、8つの選定基準により、地域特性も考慮しながら都道府県別に抽出した植物群落。	1:50, 000	環境省自然環境局 生物多様性センター	1978~	O shp
生物	動物分布調査	自然環境保全基礎調査との一環として行われている、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類、昆虫類を対象として、その分布の把握を中心として行われている調査。現在、種の多様性調査として行われている。	2次~3次 メッシュ	環境省自然環境局 生物多様性センター	1973~	mesh
の分布	希少猛禽類調査 (イヌワシ・クマタカ)	イヌワシ及びクマタカについて、それらの分布、個体数及び生態等の知見の集積を図ることを目的として、環境省、経済産 業省、国土交通省により実施(林野庁協力)された調査。	10km メッシュ	環境省自然環境局 野生生物課	2004	mesh
等に関す	オオタカ保護指針策定調査	オオタカについて、全国的な生息状況の把握、開発事業地において保護対策を検討するための効果的な調査手法の検討等を 行い、今後の保護指針策定のための基礎資料とすることを目的として実施された調査。	10km メッシュ	環境省自然環境局 野生生物課	2005	mesh
する情報	ガンカモ類の生息調査	毎年1月中旬頃に都道府県の協力を得て、過去の調査結果、鳥獣保護団休等からの情報に基づき、ガン・カモ・ハクチョウ の原則としてすべての渡来地の中から調査地を定め、調査地ごとに調査員を配置して種ごとに個体数を調査し、環境省がと りまとめている調査。	-	環境省自然環境局 生物多様性センター	1970~	調査地点の緯度経度 が示されている
+IX	海棲動物調査 (ウミガメ類、鰭脚類、鯨類等)	わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なものなどを把握 することを目的として、8つの選定基準により、地域特性も考慮しながら都道府県別に抽出した植物群落。	-	環境省自然環境局 生物多様性センター	1998~	紙地図
	魚類の遡上可能区間割合	自然環境保全基礎調査の一環で、調査対象河川ごとに、魚類の遡上可能区間割合、すなわち、北日本においては主としてサケ、サクラマス、西日本においては主としてアユが、調査区間のどこまで遡上可能かを調査したもの。		環境省自然環境局 生物多様性センター	・1級河川については2000年 ・2級河川については1994年	O shp
	自然海岸	自然環境保全基礎調査の一環で、自然海岸、半自然海岸、人工海岸の区分により、海岸線の改変状況を調査したもの。		環境省自然環境局 生物多様性センター	1998	O shp
	モニタリングサイト1000	我が国の主な生態系タイプごとの動向を把握するため、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、沿岸域(機、 干潟、アマモ場、藻場)、サンゴ礁、小島嶼などの生態系ごとに、全国的な地域区分を考慮しながら、全国1000か所程度の 調査サイトを設置し、生物多様性に関わる研究者や地域の専門家、NPO等とネットワークを構築して、その協力による継続 的な長期にわたるデータ収集を行い、迅速かつ適切な保全対策につなげることを目的とした調査。	-	環境省自然環境局 生物多様性センター	2003~	
	生物多様性保全のための 国土区分ごとの重要地域情報	日本の多様な生態系を保全するため、生物学的特性から国土を10地域に区分した国土区分ごとに、注目すべき生態系(区域ごとの生物学的特性を示す生態系)等を整理したもの。	-	環境省自然環境局	2001	
	日本の重要湿地500	我が国における湿地保全施策の基礎資料を得るため、専門家の意見を踏まえ、生物の生息地として規模の大きな湿地、希少種が生息する湿地など、全国的観点から生物多様性保全上重要な湿地を500ケ所選定したもの。	-	環境省自然環境局	2001	

	データ等の名称	概要	箱尺等	情報管理者	調査報告書の発行年等	GISデータ化状況
	行政界・海岸線 (国土数値情報)	国土数値情報として、計測を必要とする市町村の行政界線が記載されている地形図から作成。この他、国土地理院発行の2万5千分1地形図から読み取った行政界・海岸線データを収録した数値地図25000(行政界・海岸線)がある。	_	国土交通省	web上で公開	O shp
	標高(数値地図50m メッシュ(標高))	数値地図 (標高) に格納されているデータで、50mメッシュ〜250mメッシュで、標高情報がデータ化されている。	50mメッシュ	国土地理院	1997~	mesh
	湖沼・河川・水域 の分布 (国土数値情報)	国土数値情報として整備されている湖沼・河川・水域に関する情報。	-	国土交通省	web上で公開	O shp
	原生自然環境 保全地域	その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している1,000ha (島嶼にあっては300ha)以上の国公有地で、当該自然環境を保全することが特に必要として、自然環境保全法に基づき、環境大臣により指定された地域。 ※GISデータ化されたものに環境省生物多様性センター(1999年)「自然環境情報GIS」がある。	1:50,000 (自然環境情報GIS)	環境省自然環境局 生物多様性センター	1999 (自然環境情報GIS)	〇 (自然環境情報GIS) shp
	自然環境保全地域	すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(100ha以上)、その海域内に生存する熱帯魚、サンゴ等の動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域(10ha以上)等で、自然環境保全法に基づき、環境大臣により指定された地域。 ※GISデータ化されたものに環境省生物多様性センター(1999年)「自然環境情報GIS」がある。	1:50,000 (自然環境情報GIS)	環境省自然環境局 生物多様性センター	1999 (自然環境情報GIS)	〇 (自然環境情報GIS) shp
	都道府県 自然環境保全地域	自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域で、都道府県条例に基づき指定されている。	都道府県 によって異なる	各都道府県	都道府県によって異なる	都道府県 によって異なる
	国立公園	日本を代表する傑出した自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため、自然公園法に基づき環境大臣により指定された地域。 ※GISデータ化されたものに環境省生物多様性センター(1999年)「自然環境情報GIS」がある。	1:50,000 (自然環境情報GIS)	・環境省自然環境局国立公園課 ・環境省自然環境局生物多様性 センター	1999 (自然環境情報GIS)	〇 (自然環境情報GIS) shp
//0	国定公園	国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため、自然公園法により環境大臣により指定された地域。 ※GISデータ化されたものに環境省生物多様性センター(1999年)「自然環境情報GIS」がある。	1:50,000 (自然環境情報GIS)	環境省自然環境局国立公園課環境省自然環境局生物多様性センター	1999 (自然環境情報GIS)	〇 (自然環境情報GIS) shp
保 医地	都道府県立 自然公園	国立・国定公園に次ぐ、都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県条例に基づき指定された地域。	都道府県 によって異なる	各都道府県	都道府県によって異なる	・ 都道府県 によって異なる
域、土地	生息地等保護区	国内希少野生動植物種の保存のため、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域で あって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存の ため重要なものとして、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき環境大臣により指定された区域。	-	環境省自然環境局 野生生物課	1994~	紙地図
利用等に	国指定 鳥獣保護区	国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要なものとして、鳥獣保護法に基づき環境大臣により指定された区域。 ※GISデータ化されたものに環境省生物多様性センター(1999年)「自然環境情報GIS」がある。	1:50,000 (自然環境情報GIS)	環境省自然環境局 野生生物課	1999 (自然環境情報GIS)	〇 (自然環境情報GIS) shp
関す	都道府県指定 鳥獣保護区	地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要なものとして、鳥獣保護法に基づき都道府県知事により指定された区域。 ※昭和55年度指定地域計測基図を基にした図であるが、国土数値情報としてGISデータ化されたものがある。		各都道府県		
る 情 報	(国指定) 天然保護区域	保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として、文部科学大臣により文化財保護法に基づき、指定された区域。	-	文化庁記念物課	_	紙地図
	近郊緑地保全区域	首都圏及び近畿圏において、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地 や親光資源等の保全などを目的として、首都圏近郊緑地保全法等にもとづき指定された区域。	1:50, 000	国土交通省		紙地図
	国有林 (LUCKYデータ)	国が保有、管理している森林。	1:50, 000	国土交通省	web上で公開	O shp
	保護林	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを 目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護が図られている国有林野。	1:20,000	各森林管理局	森林管理局によって異なる	森林管理局 によって異なる
	保安林 (LUCKYデータ)	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づ き農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された森林。	1:50, 000	国土交通省	web上で公開	O shp
	ラムサール条約 湿地	1971年に採択されたラムサール条約に基づき、定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地等の国際的な基準に従って指定され、条約事務局の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地。		環境省自然環境局 生物多様性センター	1999 (自然環境情報GIS)	〇 (自然環境情報GIS) shp
	世界自然遺産	1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づき、生態系。生物多様性等に関する国際的な基準に合致する世界的な見地から見て普遍的な価値を有するものとして、世界遺産委員会の「世界遺産一覧表」に登録された地域。	1:50,000 (自然環境情報GIS)	環境省自然環境局 生物多様性センター	1999 (自然環境情報GIS)	(自然環境情報GIS)
	土地利用基本計画 における5地域	国土利用計画法に基づき、都道府県土地利用基本計画に定められた都市地域·農業地域·森林地域·自然公園地域·自然保全地域の5地域。	1:50, 000	各都道府県	-	○ (国土数値情報、LUCKY データ)
	市街化区域 (LUCKYデータ)	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。	1:50, 000	各都道府県	web上で公開 ※LUCKYデータ(一部の区域を除き平成12~18年度現在の図面)	O (LUCKYデータ)
	道路網 (数値地図25000)	国土地理院発行の2万5千分1地形図に掲載されている道路がGISデータ化されている地図。	1:25, 000	国土地理院	地域によって異なる	O JPGIS

参考資料 3. 第三次生物多様性国家戦略の施策の体系

第1章 国土空間的施策

第三次生物多様性国家戦略では今後 5 年間程度の政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、下記項目に沿った約 660 の具体的施策を記述しています。

広域連携施策

第11	節 生態系ネットワーク		
1.	生態系ネットワーク形成の推進	1.1	生態系ネットワークの形成
第2	節 重要地域の保全		
1.	自然環境保全法に基づく保全	1.1	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
		1.2	都道府県自然環境保全地域
2.	自然公園	2.1	自然公園の指定など
		2.2	自然公園の保護管理
		2.3	自然公園の利用の促進
		2.4	自然公園の整備
3.	鳥獣保護区	3.1	鳥獣保護区
4.	生息地等保護区	4.1	生息地等保護区
5.	名勝・天然記念物、文化的景観	5.1	名勝・天然記念物
		5.2	文化的景観
6.	保護林、保安林	6.1	保護林、保安林
7.	緑地保全地域など	7.1	緑地保全地域など
8.	ラムサール条約湿地	8.1	ラムサール条約湿地
9.	世界遺産	9.1	世界自然遺産
10.	生物圏保存地域	10.1	生物圏保存地域
第3	市 自然再生		
1.	自然再生の着実な実施	1.1	自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積
		1.2	自然再生に関する普及啓発の推進
2.	自然再生の新たな取組の推進	2.1	全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進
		2.2	民間団体など及び民有地において実施する自然再生活動への支援
		2.3	自然再生推進法施行状況の検証及び自然再生基本方針の見直し
第4節	市 農林水産業	•	
1.	農林水産業と生物多様性	1.1	農林水産業と生物多様性
_			

地域空間施策

第5節 森林		
1. 森林	1.1	重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方
	1.2	多様な森林づくりの推進
	1.3	「美しい森林づくり推進国民運動」の推進
	1.4	森林の適切な保全・管理の推進
	1.5	野生鳥獣による森林被害対策の推進
	1.6	担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進
	1.7	施業現場における生物多様性への配慮
	1.8	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
	1.9	森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実
	1.10	国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展
	1.11	保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進
	1.12	森林資源のモニタリングの推進
	1.13	世界の持続可能な森林経営の推進
第6節 田園地域・里地里山		
1. 田園地域・里地里山	1.1	生物多様性保全をより重視した農業生産の推進
	1.2	生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進
	1.3	鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進
	1.4	水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進

		1.5	農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興
		1.6	希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進
		1.7	草地の整備・保全・利用の推進
		1.8	里山林の整備・保全・利用活動の推進
第7	節 都市		
1.	緑地の保全・再生・創出・ 管理に係る総合的な計画 の策定		緑の基本計画
2.	緑地、水辺の保全・再生・		都市公園の整備
	創出・管理に係る諸施策	2.2	道路整備における生物多様性の保全への配慮
	の推進	2.3	下水道事業における生物多様性の保全への取組
		2.4	緑地保全地域、特別緑地保全地区
		2.5	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区
		2.6	歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区
		2.7	風致地区
		2.8	市民緑地
		2.9	生産緑地地区
		2.10	屋敷林、雑木林などの保全
2	知る四人 王仏 利川	2.11	民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進
3.	緑の保全・再生・創出・ 管理に係る普及啓発など	3.1	緑に関する普及啓発の推進
ない	・	3.2	下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発
弗 8.	即	1 1	多自然川づくり
1.	生物の生息・生育環境の 保全・再生	1.1	自然再生事業
	K主 行工	1.3	可川・湿地などにおける連続性の確保
		1.4	ダム整備などにあたっての環境配慮
		1.5	
		1.6	山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理
		1.7	湿地の指定・保全
		1.8	内水面における漁場の確保
		1.9	河川・湿原などにおける外来種対策
2.	水環境の改善	2.1	河川・湖沼などにおける水質の改善
	71-21-2-31-2	2.2	河川などにおける清流の確保
		2.3	ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善
3.	住民との連携・協働	3.1	住民との連携・協働による川づくり
4.	河川を活用した環境教育		「子どもの水辺」再発見プロジェクト
	や自然体験活動	4.2	市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進
		4.3	こどもホタレンジャー
5.	河川環境に関する調査研	5.1	河川水辺の国勢調査
	究	5.2	河川生態学術研究
		5.3	自然共生研究センター
		5.4	水生生物調査
第9	節 海岸・海洋		
1.	沿岸・海洋の生物多様性	1.1	科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全
	の総合的な保全	1.2	海洋生物多様性の保全のための保護区
		1.3	藻場・干潟の保全・再生
		1.4	サンゴ礁の保全・再生
		1.5	島嶼生態系の保全
		1.6	海洋生物の保護・管理
2.	里海・海洋における漁業	2.1	漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進
		2.2	生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
		2.3	地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進
		2.4	生物多様性に配慮した水産資源の保全・管理の推進
		2.5	資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入
		2.6	生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産
		2.7	希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進 85.4.4.4.4.1.2.1.2.4.2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4
		2.8	野生生物による漁業被害防止対策の推進
2	海光理控	2.9	生物多様性に配慮した内水面漁業の推進
3.	海洋環境	3.1	海岸環境の保全・再生・創出
4.	港湾環境	4.1	港湾環境の保全・再生・創出
5.	海域汚染対策	5.1	海上における活動に起因する汚染対策
		5.2	海域における水質浄化対策
<u> </u>		5.3	閉鎖性海域の水環境保全

第2章 横断的 基礎的施策

<u> </u>	2 早 (関例的 ・	HJNEN	
第1	節 野生生物の保護と管理		
1.	絶滅のおそれのある種の	1.1	レッドリスト
	保存	1.2	希少野生動植物種の保存
		1.3	生息域外保全
2.	野生鳥獣の保護管理	2.1	鳥獣保護区の指定と管理
۷.	为工物的少体成日在	2.2	野生鳥獣の捕獲の規制
		2.3	科学的・計画的な保護管理
		2.4	野生鳥獣の生息状況などの調査・研究
		2.5	違法捕獲の防止など
		2.6	野生鳥獣の救護体制など
		2.7	普及啓発など
		2.8	鳥インフルエンザなど
3.	生態系を攪乱する要因へ	3.1	外来種、遺伝子組換え生物等
	の対応	3.2	化学物質など非生物的要因
4.	動物の愛護と適正な管理	4.1	動物の適正飼養の推進
	37 17 2 22 2 2 2 3 3 3 3	4.2	個体識別措置の推進
		4.3	総合的な普及啓発
生っ	節 遺伝資源などの持続可		
1.	遺伝資源の利用と保存	1.1	遺伝資源の利用
	Ald at all Market and a const	1.2	遺伝資源の保存
2.	微生物資源の利用と保存	2.1	微生物資源の利用
		2.2	微生物資源の保存
3.	バイオマス資源の利用	3.1	バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進
		3.2	国産バイオ燃料の推進
第3	節 普及と実践	•	
1.	普及広報と国民的参画	1.1	普及広報と国民的参画の推進
2.	経済的措置	2.1	経済的措置
3.	自然とのふれあい	3.1	自然とのふれあい活動の推進
٥.	日本(この)234(08)(3.2	自然とのふれあいの場の提供
4	教育・学習		
4.	教育・子首	4.1	学校教育
		4.2	学校外での取組、生涯学習
5.	人材の育成	5.1	人材の育成
第4	節 国際的取組		
1.	アジアなど周辺諸国との	1.1	生物多様性条約COP10の招致と次期世界目標の設定
	連携及び国際的リーダー	1.2	国別生物多様性総合評価の実施
	シップの発揮	1.3	SATOYAMAイニシアティブの提案・発信
		1.4	アジア国立公園イニシアティブの提案・発信
		1.5	アジア太平洋地域における生物多様性保全情報に関する連携
2.	生物多様性関連諸条約の		カルタへナ議定書
2.	実施	2.2	ラムサール条約
	人 地		2 2 3 31414
		2.3	ワシントン条約
		2.4	世界遺産条約
		2.5	1990年の油による汚染に係る準備対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)
		2.6	南極条約
		2.7	砂漠化対処条約
		2.8	二国間渡り鳥条約・協定
		2.9	バラスト水管理条約
		2.10	
		2.11	食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)
		2.12	気候変動枠組条約・京都議定書
3.	国際的プログラムの実施	3.1	アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全
٥.	四所用ノロノノムの天旭		
		3.2	国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)
		3.3	人間と生物圏(MAB)計画
		3.4	持続可能な森林経営と違法伐採対策
		3.5	環境資料のタイムカプセル化
		3.6	クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金
		3.7	生物多様性に係る情報システムの整備
		3.7.1	世界分類学イニシアティブ(GTI)
		3.7.2	生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)
		3.7.3	地球規模生物多様性情報機構(GBIF)
		3.7.3	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)
		٥.٥	ALIVE TEXTED COLUMN COLUMN TO A COLUMN TO

		2.0	
		3.9	北西太平洋地域に関する対応
			地球規模侵入種プログラム(GISP)
		3.11	= 1,350.4. 54.7. = 2,014.4.4.1.1()
4.	開発途上国への協力	4.1	環境対処能力の向上のための協力
		4.2	環境への配慮
		4.3	包括的な枠組みのもとでの協力推進
		4.4	農林水産分野における地球環境保全への貢献
第5	節 情報整理・技術開発		
1.	生物多様性の総合評価	1.1	生物多様性の総合評価の実施
		1.2	生物多様性指標の開発
		1.3	農林水産分野における生物多様性指標の開発
2.	調査・情報整備の推進	2.1	自然環境保全基礎調査などの推進
		2.2	生態系総合監視システム
		2.3	野生生物目録・標本情報などの整備
		2.4	自然環境情報の提供・公開
		2.5	生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築
		2.6	地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への取組
		2.7	森林モニタリングの推進
		2.8	河川環境に係る情報の整備
		2.9	海域環境データベースの構築
		2.10	日本海洋データセンターの運営
		2.11	国立公園における自然環境情報の整備
3.	研究・技術開発の推進	3.1	環境分野における調査研究
	500 DOM 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	3.2	森林の保全・整備に係る技術開発
		3.3	河川における調査研究
		3.4	港湾における調査研究
		3.5	海岸における調査研究
第6	節 地球温暖化に対する取		147 (C 40 () & WO TO () (
1.	生物多様性の観点から見		
1.	た地球温暖化の緩和と影		生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応
	響への適応		
第7	節 環境影響評価など	1	
1.	環境影響評価	1.1	環境影響評価の充実
	21.2-42 B C 1 led	1.2	戦略的環境アセスメントの導入
2.	環境影響の軽減に係るそ		ダム整備などにあたっての環境配慮
l	の他の主な取組	2.2	道路における環境影響軽減対策
	· · IO · · T · 9 · / / / III	2.2	AC PET 1 - 4/2・1/ の 2/1/201/2 巨工E P/2/1/ / 1/1

参考資料 4. 生物多様性に関する法律の概要

種	別	法律名	概要
	全 设	生物多様性基本法	我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画 的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわ たって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保 全に寄与することを目的とした法律。
-	国土の刊	国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を 調製するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を 図ることを目的とした法律。
	刊	国土形成計画法	総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の 策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことがで きる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律。
\$ \$	自然景竟	自然公園法	優れた自然の風景地を国立公園や国定公園といった自然公園として指定し、 一定の公用制限のもとで風景を保護するとともに、その適正な利用を推進す ることを目的とした法律。
月 省	・ 景 観 の	自然環境保全法	自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保全することなどを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律。
	保 全	自然再生推進法	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定 その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再 生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律。
		景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成 に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観 計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置 を講ずる景観についての総合的な法律。
各種生態	森林生態系農地生態系	森林・林業基本法	基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした法律。
系		森林法	全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、森林施 業計画制度、保安林制度等について定めた法律。
		国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の有する公益的機能の維持増進等を目標とする国有林野の管理経営に関する計画等を定めた法律。
		食料・農業・農村基 本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続 的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供 給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律。
		農地法	農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律。
		土地改良法	環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律。
		農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律。

種別		法律名	概要
各種生態系	農地生態系	有機農業の推進に関 する法律	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律。
		鳥獣による農林水産 業等に係る被害の防 止のための特別措置 に関する法律	農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための政策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。
	・湖沼生	河川法	治水、利水、環境保全、地域住民の意見の反映の観点が盛り込まれた、国内 の河川整備のあり方などを定めた法律。
		水質汚濁防止法	事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制 等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護 するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律。
	態系	湖沼水質保全特別措置法	水質環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策 に関する計画の策定及び排水規制等の措置を講じることにより、湖沼の水質 保全を図ることを目的とした法律。
		砂防法	砂防指定地において、砂防設備を施設し、また一定の行為を禁止・制限し、 土砂生産の抑制を図り、流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂 災害を防止することを目的とした法律。
	沿岸·海洋生態	海洋基本法	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
	系	水産基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水 産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項 を定めた法律。
		漁業法	漁業生産(漁場の利用)に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構(漁業調整委員会等)の運用によって水面を総合的(重複的・立体的)に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律。
		水産資源保護法	水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船(許可漁船)の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置とを定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律。
		海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律。

種別		法律名	概要
各種生態系	沿岸·海洋生態系	港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全 に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開 発し、及び保全することを目的とした法律。
		海洋汚染等及び海上 災害の防止に関する 法律	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律。
	都市の生態系	都市公園法	都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び 占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公 園台帳の作成等管理、立体公園制度に関する事項を定めることにより、都市 公園の健全な発展を図ることを目的とした法律。
		都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化地域の都市計画上の位置づけ、緑地保全地域及び特別緑地保全地区内での行為規制、特別緑地保全地区に係る土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて定めることにより、都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。
		都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律。土地利用の関する事項の一つとして風致地区内における建築等の寄生について定めている。
		首都圈近郊緑地保全 法	首都圏整備法 (1956) により指定された近郊整備地帯における良好な自然の環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした法律。
		近畿圏の保全区域の 整備に関する法律	近畿圏整備法(1963)により指定された保全区域内における文化財の保存、 緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とした法 律。
			わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国 民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において 講ずべき特別の措置を定めた法律。
		都市の美観風致を維 持するための樹木の 保存に関する法律	都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定ることにより、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とした法律。
	野生生物の保護・管	鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法 律(鳥獣保護法)	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟 の適正化を図ることを目的とした法律。
		絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保 存に関する法律(種 の保存法)	希少野生動植物種を指定し、捕獲、譲渡等を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律。

種別	法律名	概要
野 生 物 の	特定外来生物による 生態系等に係る被害 の防止に関する法律 (外来生物法)	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除等を行うことを定めた法律。
保 護 ・ 管 理	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)	カルタへナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え 生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律。
	動物の愛護及び管理 に関する法律	動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律。
影生物 響防 排 が が が が 質 り が の に り り り り り り り り り り り り り り り り り り	化学物質の審査及び 製造等の規制に関す る法律	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入 に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査す る制度を設けるとともに、その性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用 等について必要な規制を行うことを目的とした法律。
性に への の	農薬取締法	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律。
そ の 他	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律。
	環境の保全のための 意欲の増進及び環境 教育の推進に関する 法律	持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、その基本理念を定め、行政、事業者、民間団体等各主体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、学校等における環境教育の推進策、人材認定等事業の登録制度、パートナーシップの在り方、財政上の措置等について定めた法律。
	エコツーリズム推進 法	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツー リズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源 の保護に関する措置等を定めた法律。
	観光立国推進基本法	観光をもって国が繁栄する状態(観光立国)を実現するための基本的な事項を定めた法律。観光立国の実現が21世紀のわが国経済社会の発展のために不可欠な重要課題であることを踏まえ、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、拠るべき基本理念、関係者の責務、観光白書、政府が策定すべき観光立国推進基本計画、観光立国の実現のために国が講ずるべき基本的施策の内容、国及び地方公共団体が協力すべきこと等について定めている。
	文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するととも に、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。
	南極地域の環境の保 護に関する法律	国際的に協力して南極地域の環境の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とした法律。

(注) 第三次生物多様性国家戦略策定時にまとめた資料等により表を作成した。

流域の各地域において特に関係する生物多様性に関する法律



上記の法律のほか、地域横断的な法律として以下がある。

・国十の利用

国土利用計画法

国土形成計画法

・自然環境・景観の保全

生物多様性基本法

自然再生推進法

景観法

・野生生物の保護・管理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)動物の愛護及び管理に関する法律

・化学物質による生物多様性への影響防止

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

農薬取締法

・その他

環境影響評価法

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

エコツーリズム推進法

環境立国推進基本法

文化財保護法

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

出典:平成20年度全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会資料(環境省)

参考資料 5. 生物多様性地域戦略等の事例

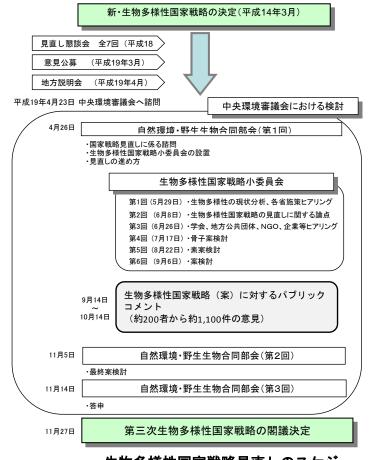
(事例 1)「第三次生物多様性国家戦略」

p.31、p.55 関連

第3部「3.2 策定過程等における参加・連携の手法」の参考として、国の第三次生物多様 性国家戦略の事例を紹介します。

<第三次生物多様性国家戦略策定の手順>

第三次生物多様性国家戦略の策定においては、平成 18 年度に全 7 回の生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会(委員 6 名、有識者のゲストスピーカーとしての招致、NGO からのヒアリングも実施)を開催した。平成 19 年 3 月に意見公募(郵送・ファクシミリ・電子メールにて 157 件)、4 月に地方説明会(全国 8 会場、意見募集への意見応募者など計 34 名による意見発表、参加者計 400 名)を開催した。4 月から 11 月にかけて、中央環境審議会(自然環境・野生生物合同部会計 3 回、生物多様性国家戦略小委員会計 6 回開催し、懇談会や募集意見の説明、各省、地方公共団体、民間団体のプレゼンテーションも実施)における検討を行った。その間の 9 月から 10 月でパブリックコメントの募集(約 200 の個人・団体から述べ意見数約 1,100 件)を実施した。また審議会における見直し案検討のために必要な作業は、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議の構成省庁等が、連携・協力して実施した。



(連絡会議構成省庁:内閣官房、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、策3 次生物多様性国家戦略 策定後、内閣府、警察庁、 総務省、防衛省が加わりました。)

生物多様性国家戦略見直しのスケジュール

<第一次国家戦略、第二次国家戦略の評価・改善点>

p.55 関連

生物多様性国家戦略は、以下に示すように、第一次、第二次、第三次と見直しを重ねる中で改善が図られてきたため、生物多様性地域戦略の策定とその後の見直しの参考として、生物多様性国家戦略及び新・生物多様性国家戦略において評価された点と改善が必要とされた点を紹介します。

生物多様性国家戦略 (第一次戦略 : 平成7年10月)

【評価される点】

- ・ 「生物多様性条約」発効から2年足らずという早期に策定
- ・ 生物多様性という新しいキーワードの下に関係省庁が連携して策定

【改善が必要とされた点】

- ・ 各省の施策が並列的に記述されていて、施策レベルの連携の観点が弱い
- 目標を達成する道筋の明確さや施策提案の具体性が十分ではない
- ・ 現状分析として社会経済的な視点が欠けており、生物相や生態系の分析も不足
- ・ 策定過程で専門家や自然保護団体等の意見を必ずしも十分に聞いていない

新・生物多様性国家戦略 (第二次戦略 : 平成 14 年 3 月)

【評価される点】

- ・ 「3つの危機」「3つの方向」「7つの主要テーマ」など全体として体系的に整理
- ・ 施策の対象を原生自然や貴重種に限らず、里地里山、都市地域などを含む国土全体への拡 大を明確化
- ・ 残された自然の保全だけでなく、自然再生を提案
- 自然再生や里地里山など各省連携の強化を具体化
- ・ 法律改正やモデル的事業など、具体的提案の盛り込み
- ・ 情報公開、パブリックコメント、ヒアリングなど、開かれたプロセスにより策定

【改善が必要とされる点】

- 目標や指標等が具体的に示されておらず、実行に向けた道筋が明確でない
- 各省施策の並列的記載という面がまだ残っている
- ・ 内容的に堅く、国民向けアピール度に欠ける
- ・ 長期的な展望や、地球規模の視点が弱い
- ・ 国の取組が中心で、地方・民間の参画を促進しようという考え方が弱い

出典:平成 19 年度中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会生物多様性国家戦略小委員会(第 4 回)資料 3 第一次戦略、第二次戦略のレビュー

(事例2) 千葉県「生物多様性ちば県戦略」

p.31 関連

第3部「3.2 策定過程等における参加・連携の手法」の例として、千葉県の事例を紹介します。

<生物多様性ちば県戦略策定の手順>

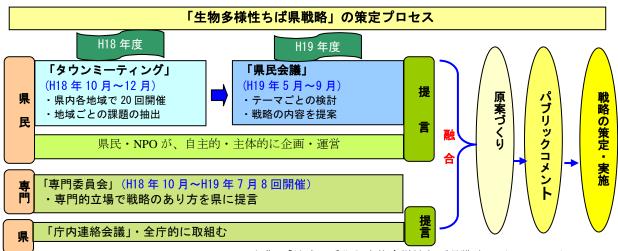
千葉県は、平成20年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定しました。この戦略の策定においては、タウンミーティングや県民会議、専門委員会等の多様な主体の参加、庁内連絡会議による全庁的な取組が図られている。

もともと、千葉県では、県民を巻き込んだタウンミーティングという手法で、計画策定等に関し、白紙の段階から県民に参加してもらうことを特徴とする「千葉方式」を導入してきた。具体的には、①市民・NPO をはじめ有志の方が自ら企画・運営する「タウンミーティング」などの会議を立ち上げ、②会議の場では行政は素案を示したり議論をリードすることはせず、県民が主導で会議を進め、③行政は法令との整合を図り、④その計画等が絵に描いた餅とならないよう行政は県民と一体となって施策を実行する、という方法がとられる。生物多様性ちば県戦略においても、この「千葉方式」により策定が進められた。

専門委員会: 生物多様性地域戦略の策定には様々な分野の専門的知識を必要とすることから、学識経験者(動物や植物、自然公園などを専門とする方々)8名からなる専門委員会を設置した。

タウンミーティング: 県内 15 地域の実行委員会が運営し、20 回開催され、1,200 名が参加。各地域の報告やパネルディスカッションが行われ、これまでほとんどつながりのなかった団体同士の情報交換など、市民・NPO 相互の関係を強化する役割も担うことができた(環境基本計画など他の計画の見直しと兼ねて実施された)。

県民会議:地域ごとの課題をさらに深く検討することを目的に、県民の自主組織として「ちば生物多様性県民会議実行委員会」が誕生。7名の役員、事務局長も市民が就任し、県は連絡調整などのサポート役を担った。「谷津田」「有機農業」などの32のテーマ別にグループ会議が設置され、36回、1,100名を超える方が参加し、提言がまとめられた。環境保全団体だけでなく、農業やまちづくり、教育などに関する幅広い人々が参加した。



出典:「地球温暖化と生物多様性ちば県戦略」パンフレット

<生物多様性地域戦略に基づいた事業の実施>

千葉県では、「生物多様性ちば県戦略」に基づいた各種事業を実施しています。例えば、この事業の一つである絶滅危惧種の回復計画策定モデル事業では、多様な主体の参加による協議会を設置して回復計画の策定などをしています。このような生物多様性地域戦略に基づき事業を展開するプロセスは、今後、生物多様性地域戦略を策定する地方公共団体のモデルとして参考になるものと思われます。

生物多様性地域戦略を効果的に推進することや生物多様性に関する諸課題の解決策を 講じていくためには、研究者の知見が必要不可欠です。このため千葉県では、県内の生物 多様性に関する研究を行っている6大学と協定を結び、情報の共有、モニタリングの実施、 共同研究、人的交流・人材育成など、幅広く連携しています。

絶滅危惧種の回復計画策定モデル事業

【事業概要】

県内の絶滅危惧種のうち、特に生育状況が悪化している下記の種を対象に、協議会を 設置して回復計画を策定する。検討及び実施の主体となる協議会に多様な主体の参画を 求めることで、今後の多様な主体による回復計画策定及び実施のモデルとする。

【回復計画策定(予定)の例】

○ヒメコマツ※回復計画策定

県、地元市町村、地権者(東大、林野庁)、NPO等関係者で協議会を設置して、ヒメコマツの個体数を安定的に回復させるための計画を、平成21年度末を目途に策定する。 回復計画には関係者それぞれが実施する対策を明記する。

※ヒメコマツ

- ・千葉県レッドリスト:ランクA(最重要保護生物)
- ・生育地:房総丘陵の標高 200~400mの尾根部

房総のヒメコマツは、氷河期の遺存種と考えられており貴重な植物種。近年、枯死により個体数が 激減しており、県内での野生個体は 100 個体を下回っている。

○シャープゲンゴロウモドキ※回復計画策定

県、地元市町村、NPO 等関係者で協議会を設置して、シャープゲンゴロウモドキの個体数を安定的に回復させるための計画を平成21年度末を目途に策定する。回復計画には関係者それぞれが実施する対策を明記する。

※シャープゲンゴロウモドキ

・環境省レッドリスト: 絶滅危惧 I 類、千葉県レッドリスト: ランクA (最重要保護生物)

戦前は各地に生息していたが、次第に数が減少し、1960年石川県での記録を最後に確認されなくなり、絶滅したものと考えられていた。その後、1984年に千葉県で再発見され、日本海側6県でも発見された。

大学との連携による生物多様性保全研究事業

【事業概要】

生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用に関する課題を解決するため、先端の知見と技術を有する大学に調査研究を委託する。

【調査内容の例】

- ①衛星データによる千葉県の自然環境の解析に関する研究
- ②黒潮流域における魚類相のモニタリングに関する研究
- ③都市化が生物多様性に及ぼす影響に関する研究
- ④外来生物の生息状況と生態系への影響に関する研究
- ⑤里山における動植物個体群の生態的及び遺伝的研究
- ⑥里山における菌類の多様性の評価

【連携大学】

江戸川大学・千葉大学・東京大学・東京海洋大学・東京情報大学・東邦大学

(事例3)滋賀県「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想 (ビオトープネットワーク図)」

p.32 関連

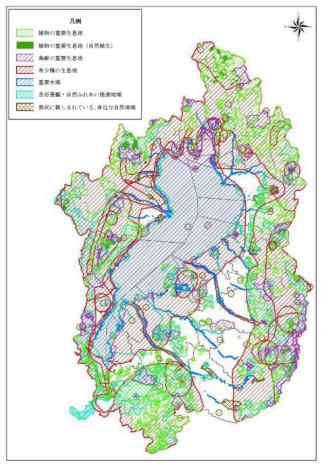
第4部「4.1 現状と課題の整理」における重要な地域等の整理を実施した例として、滋賀県の事例を紹介します。

< 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想における重要な地域の把握>

滋賀県は、平成 20 年に「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」を策定した。この長期構想は、これに先んじて策定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」と一体で生物多様性地域戦略の役割を担うものとして策定されている。この長期構想では、「重要拠点区域」と「生態回廊」を既存の資料などの情報をもとに選定し、地図化して示している点が特徴的な点となっている。

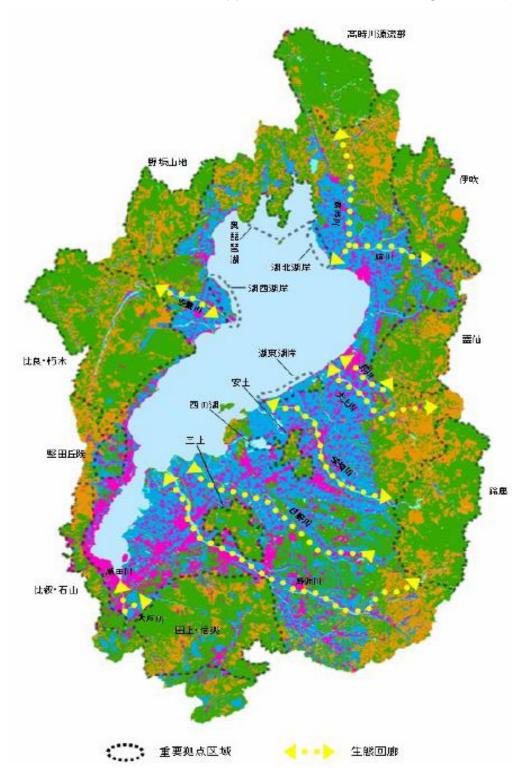
区域の選定方法

まず、自然環境の面で野生動植物にとって良好な生息・生育環境を備えた重要地域を抽出し、それらが近接・重複してまとまっている地域を、主な地形やビオトープタイプを境にして、「重要拠点区域」に選定している。ここで、「良好な生息・生育環境を備えた重要地域」は、自然林、特定植物群落、希少種生息地、日本の重要湿地 500、自然公園、鳥獣保護区、守りたい育てたい湖国の自然 100 選(公募) などの情報をもとに評価されている。次に重要拠点区域との間をつなぐ、「生態回廊」としての河川を選定している。



野生動植物の生息・生育地として重要な地域の重ね合わせ

出典:「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」(平成20年、滋賀県)



重要拠点区域及び生態回廊の地図

出典:「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」(平成20年、滋賀県)

(事例 4) 兵庫県豊岡市「コウノトリの野生復帰への取組をきっかけとする生物多様性保全の取組」 p. 5 関連

第 1 部「1.1 なぜ、生物多様性の保全・持続可能な利用が重要なのか?」においては、 生物多様性への取組がより良い地域社会の実現にもつながることに触れていますが、その 実例の一つとして、兵庫県豊岡市におけるコウノトリ野生復帰への取組をきっかけとする 生物多様性保全の取組が挙げられます。

豊岡市は、1965 年からコウノトリの人工飼育を開始し、これが軌道に乗り始めると、コウノトリという「種」の保存を核に、コウノトリを野生に帰すこと、コウノトリも住める環境をつくることを目標として、1999 年に野生復帰の拠点施設である兵庫県立コウノトリの郷公園を開設するなど、保護増殖・研究・普及啓発の体制を整備しました。2002年にはコウノトリをシンボルとしたまちづくりを進めることを宣言し、市民や県と一体となってビオトープづくりや里山整備、環境創造型農業などの施策に取り組み始め、2005年にはコウノトリの試験放鳥が開始されています。

豊岡市では、このコウノトリの取組を、単に野生化を目指すものでなく、それを核としてコウノトリの住める環境をつくりあげることと位置づけており、総合計画で"コウノトリと共に生きるまちづくり"を進める決意を明確にするとともに、企画部に「コウノトリ共生課」を設置して、総合的かつ計画的な推進のための企画・調整を行っています。そして、コウノトリを再び地域に迎えるための農薬に頼らない米づくり、水田魚道や里山の整備などの自然再生、環境学習・環境教育・地産地消、市域外との多様な交流と情報発信等の各種取組を進めています。これによって、例えば、安全・安心な農作物としてのブランド化や、地域の住民にも潤いを与えてくれる美しい景観づくり、コウノトリまつり等の各種イベントによる地域活性化、コウノトリの見学等で訪れる人の増加、全国的支援組織「コウノトリファンクラブ」の設立など、生物多様性の保全等にとどまらない多面的な波及効果がもたらされているといえます。



農産物のブランド化 安全・安心な農産物の認証制度



「こうのとり感謝祭」 市民主体の実行委員 会の主催による環境 をテーマとしたまつ り(2003 年~)。



環境を良くする取組と経済活動が相 互に刺激しあいながら互いに高めあ っていくまちを実現するための戦略 を策定(2005年3月)。

出典:「豊岡の挑戦」(平成17年9月、豊岡市)

参考資料 6. 生物多様性評価の事例: 生物多様性総合評価

<生物多様性総合評価実施の目的>

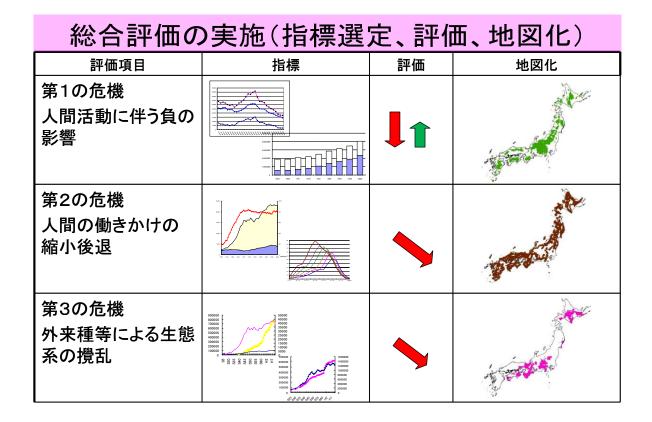
識の向上

日本における生物多様性の総合的な評価分析を社会経済的な側面も含めて実施し、国民に生物多様性の状況や保全の必要性をわかりやすく伝え、効果的な施策の展開につなげることを目的として、生物多様性総合評価を行う。評価結果については国外にも発信し、COP10に向けて国際的なイニシアティブを発揮する。

併せて、日本における生物多様性保全上重要な地域を特定し、優先的に保全すべき地域での取組促進や保護地域の指定促進を図る。

生物多様性総合評価

生物多様性の総合評価 生物多様性の状況に関する総合的な評価等の実施 ミレニアム生態系評価 地球規模生物多様性概況 (2005年3月) (2006年3月 COP8) 地球規模での生物多様性や生態系の評価 世界の生物多様性の状況を、指標などを用いて定 を行い、その人類の豊かな暮らしとの関係を 量的にわかりやすくとりまとめたもの わかりやすく示したもの COP10開催決定 2010年の第10回締約国会議(COP10)のわが国での 生物多様性分野における 開催決定 日本の国際的イニシア COP10=2010年目標の達成状況の評価 ティブ 第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定) 【基本戦略4】わが国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえた うえで生物多様性の総合評価を行い、2010年目標の達成に貢献することを目指します。 【危機の地図化】 【ホットスポットの選定】 生物多様性の危機を具体的に地図化 生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を選定 生物多様性基本法(平成20年6月施行) 第22条 第2項 国は、生物多様性の状況及びその恵沢の総合評価のため、適切な指標の開発等を講じる 普及•広報 国内における生物多様性やその重要性に関する意 生物多様性の状況とその保全の必要性をわかりやす



総合評価の実施(ホットスポットの選定)

